

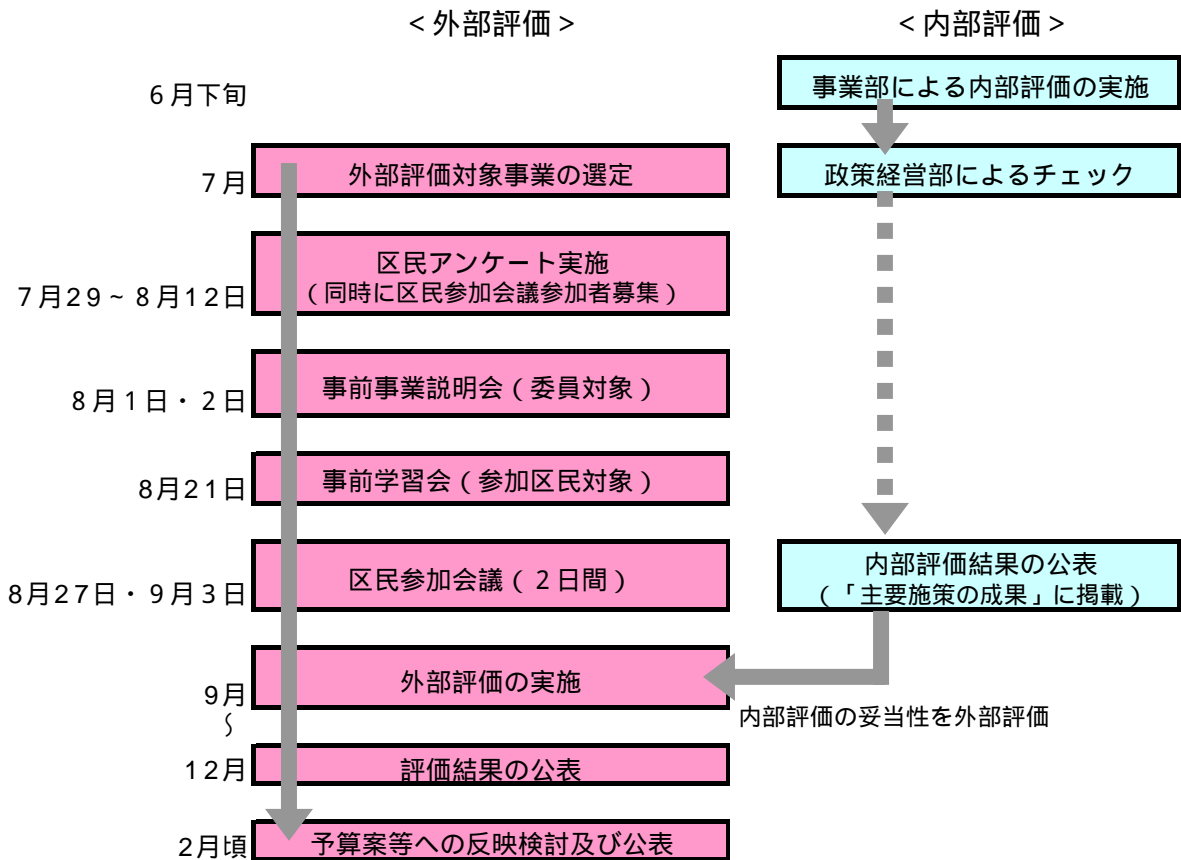
# 平成 23 年度 外部評価結果 編



## 5 . 平成23年度 外部評価結果

### 5 . 1 評価の流れ

「外部からの事務事業評価」は、区民世論調査の結果等を参考に外部評価委員会が10事業を選定し、以下の流れで行われた。区は、外部評価結果を次年度以降の予算・事務事業執行体制等へ反映するよう努め、その検討結果を理由とともに公表する。



### 5 . 2 評価項目及び着眼点

一般的に施策・事務事業評価においては、必要性・妥当性・有効性・効率性等の観点から評価を実施することになるが、当委員会においては、「必要性」はむしろ事業実施前に十分に検討すべきことであり、「本当にそれを公共的な課題と捉えるべきかどうか」という観点こそ重要であるとの判断のもと、「必要性」に代えて「公共的な課題設定の妥当性」という評価項目を設けることとした。

また、そもそもある事業が解決しようとする課題が、公共的な課題といえなければ、行政が課題解決することに「妥当性」はないことから、一般的に用いられる評価項目としての「妥当性」についても、「公共的な課題設定の妥当性」に含めることとした。

なお、「公共的な課題設定の妥当性」から漏れる可能性のある「方法・手段の妥当性」については主に「有効性」の評価項目の中で、「費用負担の妥当性」については主に「効率性」の評価項目の中で議論・評価することとした。

また、区による自己評価である「事務事業評価」が、外部の視点から見て妥当であるかといった視点から、「内部評価の妥当性」という評価項目も設けている。

この結果、外部評価の初年度となる今年度は、公共的な課題設定の妥当性、有効性、効率性及び内部評価の妥当性の4項目で評価を行うこととなった。

評価方式については、可能な限り対象事業が抱える課題や問題点を具体的に浮き彫りにするため、当委員会では、「A B C D」や「1～5」、「廃止」、「存続」といった特定の評語は用いず、コメント形式による評価を採用した。

外部評価委員が個別の事業を評価する際には、次に示す外部評価項目や視点例を用いた。

## 外部評価項目及び視点例

評価項目	評価視点の例
公共的な 課題設定 の妥当性	<p>施策が前提とする課題は、そもそも公共（行政）が解決すべきものといえるか。</p> <p>行政が実施することに妥当性があり、民間では代替できないサービスであるか。</p>
有効性	<p>区民生活の課題解決に貢献するものであるか。</p> <p>区民が実感できる効果（成果）があがっているか。</p> <p>施策の目的を達成するための実施主体（区、都など）・方法・手段は、妥当かつ有効であるか。</p> <p>施策の目的を達成する事業として、サービスの対象等は妥当かつ有効であるか。</p> <p>単独の事業として存続する意義があるか。また、法令基準や他自治体の水準に上乘せしているサービスは、目的達成のために必要かつ有効か。</p>
効率性	<p>区民の負担するコストに削減の余地はないか。</p> <p>区の関与方法（直営・委託等）は、費用対効果に資するものか。</p> <p>サービスの費用負担の考え方が適切であるか。</p>
内部評価 の妥当性	<p>成果指標や目標値の設定は適切か。</p> <p>内部評価の視点や課題認識、内容は適切か。</p> <p>今後の事務事業の改善・見直しに当たり、どのような点に留意すべきか。</p>

## 5.3 各事業の概要と評価結果

### 5.3.1 地域コミュニティ活性化事業

#### <地域コミュニティ活性化事業>の概要

##### 【事業内容】

地域が自ら企画提案し、地域全体で実施するイベント事業等について、より充実した事業展開を可能とするために、区が支援を行う。現在、地域コミュニティ活性化事業では以下のような事業に支援を行っている。

地域交流を主眼としたイベント系の事業

地域の歴史や伝統などに触れ、住んでいる地域の魅力を再発見するとともに地域への愛着を深める事業

ホームページを活用した地域情報の提供等による地域の交流促進事業

【担当課】 区民生活部コミュニティ担当課

【目的】 地域を超えた交流の促進や、新しいリーダーの掘り起こしなど、希薄になりつつある地域のつながりを取り戻して、地域力の向上をめざす。

【根拠】 地域コミュニティ活性化事業補助実施要綱  
地域コミュニティ活性化事業補助実施要領

【事業開始年度】 平成13年度

【補助対象】 連合町会を中心とした地域の組織で構成した実行委員会

【実施方法】 補助金（1地域への補助限度額は2年間で400万円）

【予算】 平成22年度当初予算額 32,350千円

【決算】 平成22年度決算額 13,103千円（予算執行率40.50%）

【本事業の変遷】 平成13～15年度において、和泉橋地区は各連合500万円

年 度	平成13～15年度	平成16年度	平成17～18年度	平成19～20年度	平成21～22年度
補 助 額	1,000万円( )	500万円	500万円	500万円	500万円
実施期間	1か年ごと	1か年	2か年	2か年	2か年

##### 【実績】

年 度	H18	H19	H20	H21	H22
実施事業数	10事業	5事業	12事業	3事業	8事業

事業対象期間は17～18年度、19～20年度、21～22年度だが、事業によっては単年度ごとの運営のため、毎年度、提案事業として計上される(審査は1年度目のみ)。2年度にわたる事業は、1年度目を準備期間とし、事業実施年度に当たる2年度目(H18、H20、H22)に申請(提案)が集中するため、件数が多くなる。

## <地域コミュニティ活性化事業>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	25.0%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	12.8%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	18.5%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	65.1%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	7.4%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
4.9	1

## <地域コミュニティ活性化事業>の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	助成1件あたり ( 8件 )					
	1単位あたりのコスト内訳	事業費等 A		人件費(按分) B		総コスト C = A + B	
	22年度	1,637,895円	[74.5%]	559,893円	[25.5%]	2,197,788円	[100.0%]
	【22年度】 総対コストに 対する負担内訳	区負担 100.0%		国都等負担 0.0%		利用者負担 0.0%	
	1単位あたりの コスト内訳	事業費等		人件費(按分)		総コスト	
	参考 21年度	788,650円	[34.3%]	1,512,703円	[65.7%]	2,301,353円	[100.0%]

目成果 (事業と実績)	指 標	単位	目標値	実績値	充足率
	地域コミュニティ活性化事業実施事業数	事業	8	8	100.0%

事務事業の 評価	<p>2か年の事業開始にあたり、地域では、連合町会の区域を単位として、実行委員会を設置し、事業の企画等について検討を進めてきました。</p> <p>平成21年度は事業準備のみを行ったため、事業を実施した平成22年度の1件あたり事業費は大きく上がっています。また、平成19・20年度を合わせた助成1件あたり総コストは、4,521,385円となり、平成21・22年度合計の助成1件あたり総コスト4,499,141円と比較し、大きな変動はありませんでした。</p> <p>平成21～22年度の事業年度開始に際して、多くの地域で実行委員長の交代がありました。新たな実行委員長の下、それぞれの実行委員会による事業検討が進められたことにより、新しいリーダーの掘り起こしが進みました。</p> <p>平成22年度は、地域の歴史を掘り起こし、地域の再発見につながる事業、マンションや事業所の方にも、地域の情報発信をするホームページの運営、地域の特性を生かした企画など、地域内に様々なつながりを持つ、事業所や学生等をはじめ、多くの方の参加を得たイベントなど8事業が行われました。</p>
-------------	--

方今 向後 性の	<p>本事業を通して、町会やマンション居住者、事業所や学校など、地域を構成する様々な人や団体の輪が広がるよう支援していきます。</p> <p>また、本事業を通じて新しいリーダーの掘り起こし・育成を進めることで、さらなるコミュニティの活性化をめざしていきます。</p>
----------------	---



## <地域コミュニティ活性化事業>の区民参加会議における区民意見

地域の学校、福祉施設、社会協議会、消防団等、地域の各主体が総出で関わっており、その地域の強みなどをPRできる機会だと思う。町内で半年間一生懸命取り組んで、その日を迎えられたことはすばらしいと思うが、どれだけ外側に向けて発信、宣伝をするかというのも、とても重要なのではないかと。地域の枠を超えて開催される等、何かしらちょっと工夫がもう少しあれば、もっと実のあるものになるのではないと思う。そうしなければ、地域内だけの満足で終わってしまう部分があるのかなという感じがした。

再開発が進むとますます個人商店が淘汰され、大型のマンションが増えたりする。そうすると、町会への参加や、コミュニティの巻き込み方というのが難しくなってくるのではないかと懸念している。そういう状況を踏まえると、今の方法ではどうしても町会任せで終わってしまう。マンションができて、コミュニティへの参加の呼びかけを町会にお任せするというのでは限界があり、この事業にも限界を感じてしまう。

町内会であるとか、地区社協であるとか、そういった団体を中心に声かけを行ってコミュニティの活性化を図ろうとしているという印象を受けた。こうした団体に声をかけることが、地域コミュニティの活性化になるのかというのが、多少疑問に感じた。こうした団体は、構成比が住民代表性を有しているとはいいいがたい。同じ人が継続的に役員等を務めていたりする。本来、コミュニティを活性化するのであれば、等しくその地域に住んでいる住民の方々に声をかけるような施策でなければならないと思う。アンケート調査でも、この事業の認知率が低かったということで、私も知らなかったが、やはり認知されている方々に偏りが出ているのではないかと。

1年を通してずっとその事業とかに関わらなければいけないということ、介護や仕事、子育て等いろいろあってなかなか難しいが、単発的にだったら関われるものがあるのではないかと。例えば、8月は暇なので何かやりたいなと思ったときに、ボランティアとかでも何か参加できる、こちらの方の都合のいいときに参加できる枠組みがあれば、すごくうれしい。

内輪で盛り上がって、内輪で終わっている事業にしか思えない。私は近くに住んでいるが、この事業について全く知らなかった。半年以上もかけて、本当に仕事にならないくらい頑張っているのに、知られないまま終わっていた。区からも、プロとしての意見を少し入れていたらよかったのではないかと。また、町会の入り方すらわからないという方も周りには多くて、団体に所属していない人の方が多い中で、もう少し個人にも目を向けてもらう必要がある。新しく5年ぐらい前にこちらに住んできて、なかなか地域に溶け込むのに苦労しているというのが本音である。地域のコミュニティが活性化されたらすごくうれしいので、是非お願いしたい。

身近なテーマであったりとか、その地域の文化であったりとか、それらと直結したイベントが毎年あると、「ここでこういうイベントをやっているのだな」というのがすごくわかりやすい。地区ごとの特徴とか強みが引き出せるような、コンセプトがあると良いと思う。知っている人には広報をしなくても、この時期になったらこういうイベントをするのだということはわかると思うので、例えばマンション住民であったりとか、その地域で一軒家に何年も住んでいる人であったりとか、もう少しターゲットを絞ってPRをした方が良い。事業期間は基本的に1年ずつが良い。2年かけてどれだけの大きなイベントになるのかというところもあるので、200万円ずつの2回とか、継続するのであれば、もう少し予算を抑えられることもできてくる。ボランティア等はすでに参加しているとは思いますが、もう少し地域を巻き込んだイベント性などを考えていけると良いと思う。

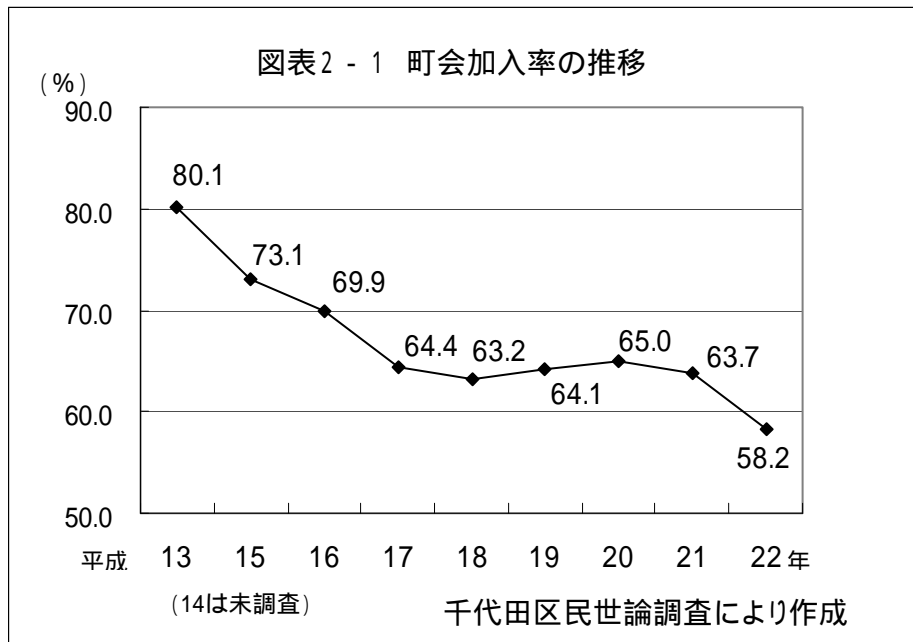
以前住んでいたまちに、このような地域活性化について予算がついていたのかわからないが、千代田区がこのような取組みをしているということは、非常に素晴らしいことだと思う。行政があまり関与していないということで、逆に統一感がないところが非常に良いのではないかと思った。また、2年1サイクルで予算がついており、大体行政というのは1年で予算を使い切ってしまうというところで、こちらも非常に評価ができる点だと思った。

## <地域コミュニティ活性化事業>の外部評価結果

### (公共的な課題設定の妥当性)

千代田区のような都市型社会では地域コミュニティが衰退する方向にある。

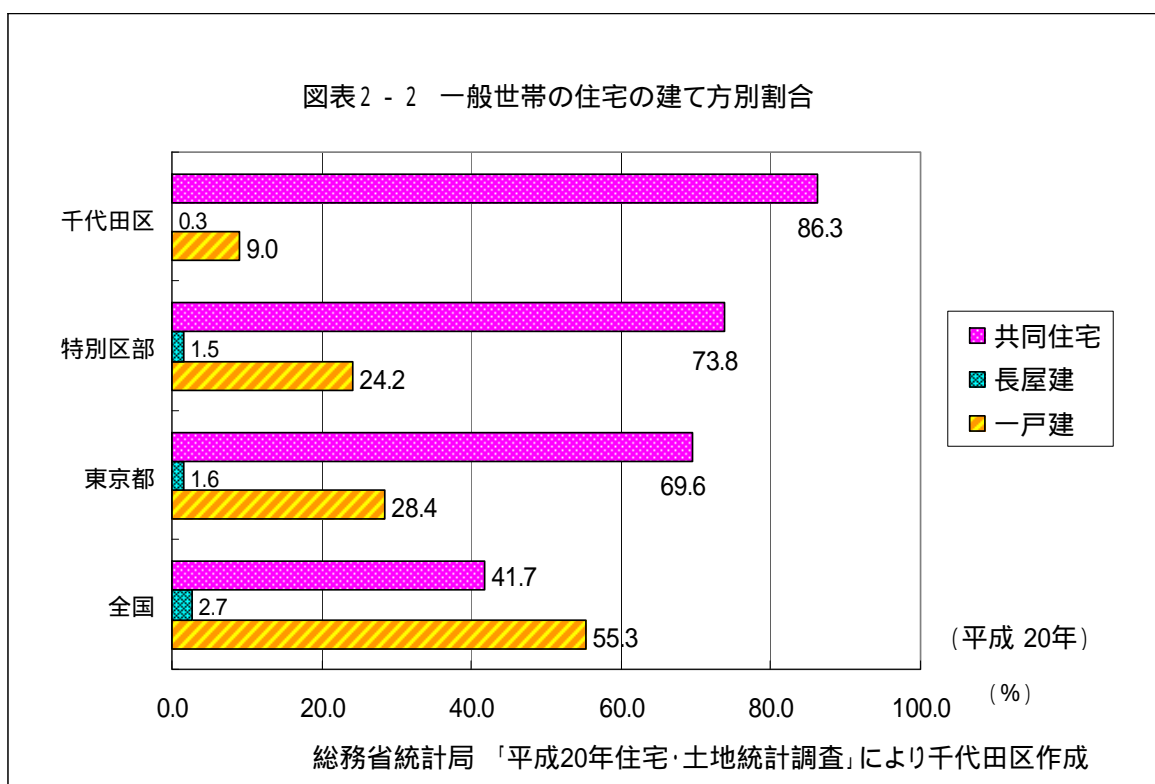
千代田区が毎年実施している区民世論調査によると、平成13年度に80.1%あった町会加入率は、平成22年度には58.2%まで、この10年間で約22ポイント低下している(図表2-1参照)。



新規転入でマンション等の共同住宅に居住する人々は、概して既存の地域コミュニティへの関心が低い。地域のつながりが希薄なままでは、教育、子育て支援、防犯、防災といった地域コミュニティに期待される機能も低下し、人々の生活の質に影響を及ぼす。

区民の約8割がマンション等の共同住宅に居住している千代田区では(図表2-2参照)地域のつながりを再構築することが重要な課題の一つとなっている。

図表2 - 2 一般世帯の住宅の建て方別割合



問題は、地域コミュニティの活性化に向けた対策を講じる主体として、行政がどう関わるかである。

本来的には、企業、事業所、大学、NPOなど、地域の多様な主体が自発的に対応すべき課題であるが、現状では、行政以外のセクターが支援の主体となることは期待できないため、行政による支援は妥当であるといえる。また、防犯や防災面から地域の人的つながりの希薄さを危惧する意見が多く寄せられる昨今では、行政の一定の協力が求められている。

こうした点を踏まえると、行政からの支援は公共的な課題であるといえる。

### (有効性)

本事業は、「地域を越えた交流の促進や、新しいリーダーの掘り起こしなど、希薄になりつつある地域のつながりを取り戻して、地域力の向上を支援すること」を目的としており、都市型社会である千代田区のコミュニティ衰退傾向を考えると、この目的自体は適切であるといえる。

一方、本事業は、連合町会の地域を単位として構成される「地域コミュニティ活性化事業実行委員会」(巻末資料172頁及び173頁 資料3及び資料4参照)が自ら企画・実施するイベント等に対して、区が補助を行うという方法により支援が行われている。

補助を受ける主体は「実行委員会」であるが、商店街やPTA等も含まれるものの、各実行委員会を構成する団体の大半は連合町会や各町会である(巻末資料173頁 資料4参照)。

連合町会は、その他にも連合町会運営費補助や区民体育大会への参加補助を受けている。また、連合町会を構成する各町会は、これと別に、町会運営費、掲示板設置、防犯街路灯設置等補助、地域の団体が実施する納涼まつり等に対する補助など、様々なかたちで支援を受けている（巻末資料171頁 資料2 参照）。これらの補助金と本事業の目的の違いは、明確にしておく必要がある。

こうした各種支援を受けてもなお、本事業による上乘せの支援が必要かつ有効であるかどうかは、地域に対する財政支援に見合う成果をあげているかどうかにかかっている。

この評価に先立ち、区が実施した区民アンケート調査でも、認知度が25.0%、評価する人の割合が18.5%と、それぞれ10事業中2番目に低くなっており、事業やイベントにより有効性の程度は異なると思われるものの、そもそも認知度や評価が高くない点を見ると、有効性が高いとは言い難い。

その意味において、町会未加入者や、加入していても町会に知り合いがいない区民にとって、本事業が実感を得られにくくなっていると考えられ、連合町会を中心とした実行委員会を主体とする本事業の取組みは、「地域を越えた交流の促進」や「新しいリーダーの掘り起こし」といった施策目的を達成する手法としては、十分な効果を得られているとは言い難い。

### **（効率性）**

そもそも、「地域を越えた交流促進」や「地域の新しいリーダーの掘り起こし」を通じて「地域力の向上」を図るという施策・事業目的を実現するため、実行委員会が企画・実施するイベント等へ補助を行うという方法・手段が適切か、また、この目的を実現する上で区が設定した「年間の実施事業数」という成果指標（34頁 内部評価結果「成果」欄参照）が適切であったか、といった施策プロセスのあり方から事業成果の把握までの一連の流れについて体系的な検証が行われていないため、事業の効率性についての判断が難しい。

したがって、効率性に関しては、事業目的とその方法・手段及び成果把握指標の整合性までは考慮せず、本事業の現状の中で、区が効率性を把握するために何に取り組むべきかという視点から検討していく。

個別の活動やイベントにかかる費用についての効率性を見る限り、実行委員会のお金の使い方で、効率性に対する評価は大きく異なる可能性が高いと考えられることから、まずは、区として効率性を判断するための指標の設定を検討すべきである。

また、2年で400万円という助成額は、地域の一過性のイベントに対するものと捉えると削減余地がある一方、長期的な取組みに対する支援と捉えれば適切とも考えられるなど、地域力の向上を支援する上で、区が支援のあり方をどのように捉えているのかという観点も、効率性を判断する材料となる。

さらに、連合町会や各町会は運営費補助のほか、様々なかたちで補助金を受けているが、こうした二重三重の補助のあり方を効率性の観点から再考することも必要であろう。

### **（内部評価の妥当性）**

事業目標として設定された8事業という指標（(再掲)34頁 内部評価結果「成果」欄参照）は、年度当初から予想された事業の実施数にすぎない。また、多くの地域で実行委員長の交代があったとのことだが、たまたま昨年度が既存の町会組織内で世代交代の時期と重なったのか、本事業の効果として新しいリーダーが掘り起こされたのか定かでない。

例えば、町会加入世帯数や実行委員会への参加者数、そのうち40才未満の人数など、新たなメンバーが増えていることを定量的に確認できる指標を設定する必要がある。

成果の指標化には難しさがあるが、来場者アンケートを実施すること、イベント実施前数か月・後数か月の町会加入者数や、参加者数のうち区民の参加者数を把握することなど、すぐに工夫ができる点もあると考えられる。

### **（今後の方向性）**

補助金の有効活用には、マンション等の共同住宅居住者等の関心を喚起することに重点を置いた仕掛けづくりが必要である。その意味において地域内外を問わず、そうした取組みに的確な助言ができる人材が必要である。

また、審査基準に、「広い参加を得られるものであるか」などを加え、行政側でもどのような成果に期待をして補助金を出すのかについて目標を定める必要がある。

さらに、自主性を尊重する現在の手法には限界があることを前提に、審査方法等も含め、助成のあり方を再考すべきである。

例えば、現状では、各連合町会単位で一律の補助になっているが、ある程度競争的な仕組みとすることが望ましい。提案内容に応じて、補助金上限枠を増減する、2年間の期間要件を緩和するなど、メリハリのある仕組みとした上で、全体としては削減の方向で費用対効果を高める工夫が必要である。

## 5.3.2 新・消費生活支援事業

### <新・消費生活支援事業>の概要

#### 【事業内容】

区民の消費生活支援及び商店街の活性化を図るため、区内の事業加盟店を募り、スタンプカード方式及び懸賞はがき方式により、一過性の消費ではなく、繰り返しお店に足を運んでもらう仕組みとして行っている。

なお、環境対策の観点から環境に対する取組みのある加盟店を「環境配慮店」に認定し積極的なPRをしている。

スタンプカード事業：全区民を対象としている。区内の事業加盟店（約700店舗）での買い物・飲食などで500円につき1個のスタンプを押印してもらいスタンプカードを5枚配付。スタンプが20個たまると、事業加盟店で「1,000円の金券」として使用することができる。

懸賞応募はがき事業：全消費者を対象にしている。区内の事業加盟店で500円以上の買い物や飲食などをした場合に応募はがきを1枚配付。応募者の中から抽選で総額2,000万円相当の賞品を贈呈

懸賞はがきは区が作成し、加盟店が1枚5円で購入

【担当課】 区民生活部区民生活課

【目的】 区内消費喚起と商店街活性化

【事業開始年度】 平成19年度

【対象】 区民（昼間区民を含む）及び区内商店会など

【実施方法】 平成19年度～平成21年度 業務委託（委託先：まちみらい千代田）  
平成22年度～ 直接実施

【予算】 平成22年度当初予算額 208,867千円

【決算】 平成22年度決算額 139,345千円（予算執行率66.71%）

#### 【本事業の変遷】

年度	事業の内容
14・15	2か年の時限で区内消費の喚起と区内商店・商店街の活性化を目的に、「江戸開府400yen夢事業」として実施
16～18	3か年の時限で、環境負荷軽減対策を目的に加えて、「新400yen夢事業」として事業継続
19～20	新たに次世代育成支援・高齢者支援と商店街の活性化を目的として実施
21	緊急経済対策として対象を拡大
22	緊急経済対策として実施

**【実 績】**

年 度	H19	H20	H21	H22
スタンプカード交換率(%)	57.1	56.3	56.2	51.9
懸賞ハガキ配付枚数(枚)	268,272	250,556	250,750	263,000

**(1) スタンプカード事業**

- ・実施期間：平成 22 年 6 月 28 日～12 月 31 日
- ・スタンプカード配付対象数：272,440 枚 (54,488 人)
- ・スタンプカード交換数：141,490 枚 (28,298 人)
- ・スタンプカード交換率：51.9% (28,298 人 / 54,488 人)
- ・スタンプカード換金枚数：110,729 枚

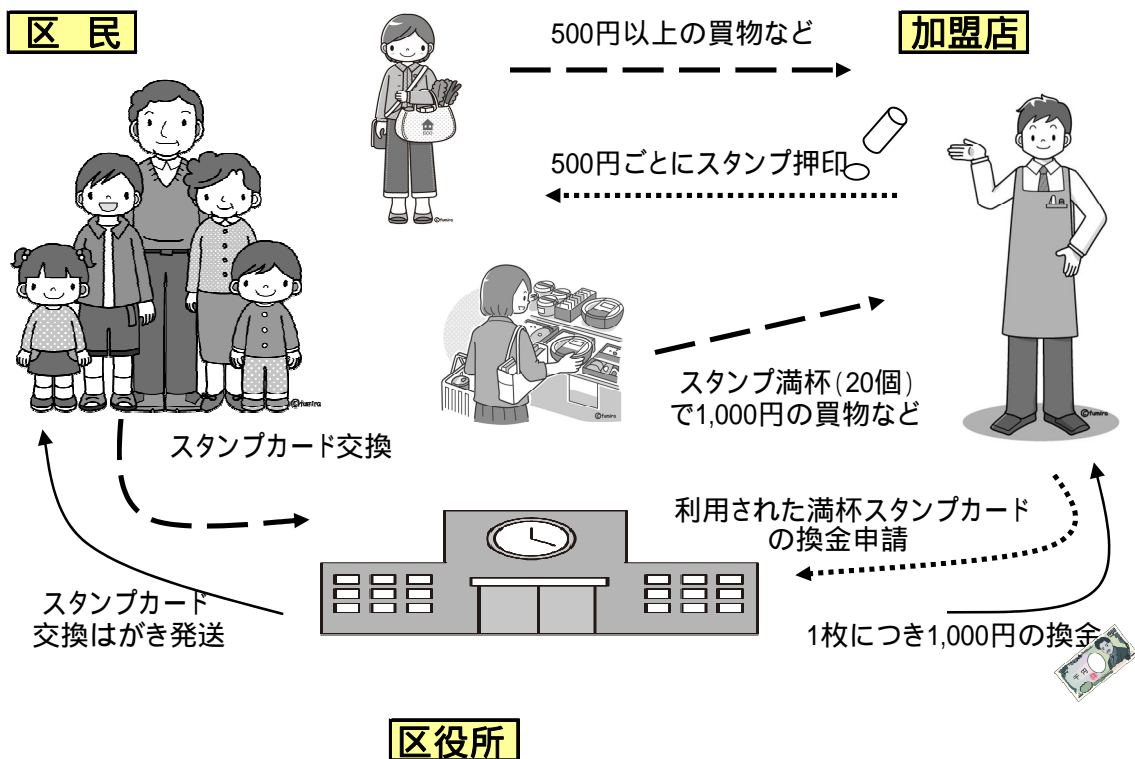
**(2) 懸賞応募はがき事業**

- ・実施期間：平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 1 月 14 日
- ・懸賞はがき配付枚数：263,000 枚
- ・応募枚数：112,006 枚
- ・応募率：42.6%
- ・当選者数：719 人

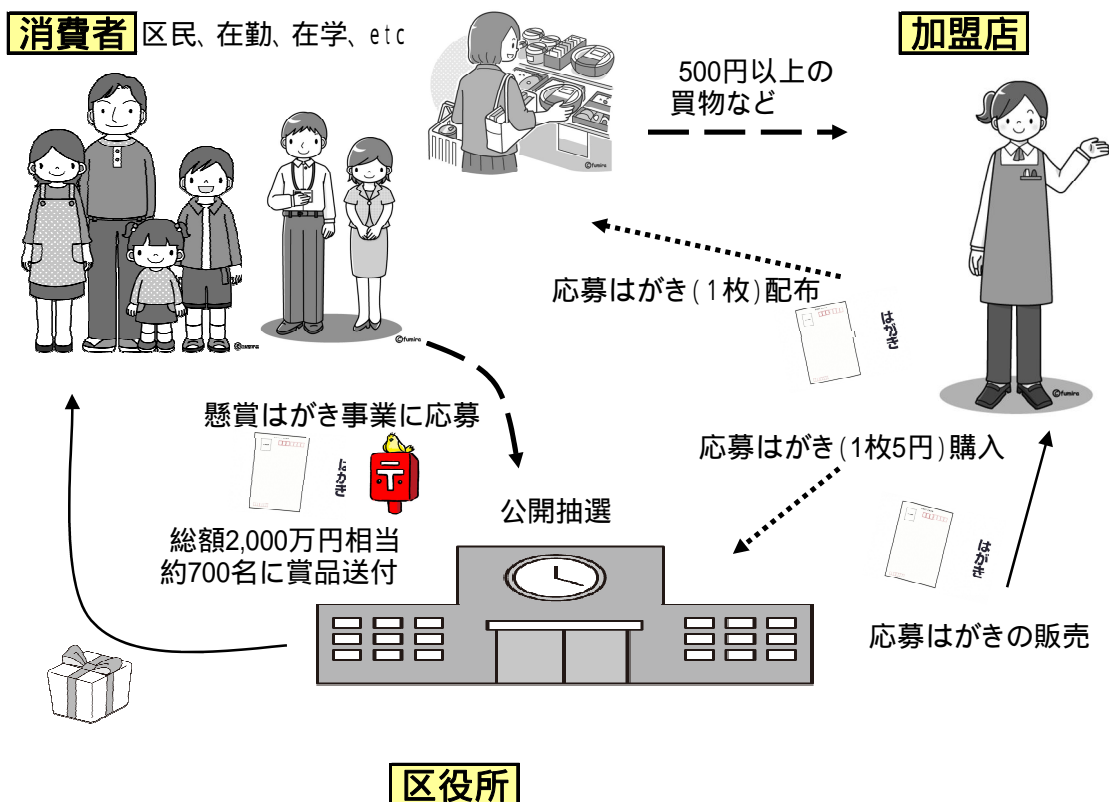


## 消費者支援事業の流れ(イメージ概略図)

### 【スタンプカード事業】



### 【懸賞はがき事業】



## ＜新・消費生活支援事業＞の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	76.5%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	58.4%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	59.0%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	66.4%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	12.0%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
3.6	1

## <新・消費生活支援事業>の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	スタンプカード換金1枚あたり 懸賞はがき応募1枚あたり		( (	110,729枚 112,006枚)	) )	
	1単位 あたりの コスト内訳	事業費等 A		人件費(按分) B		総コスト C = A + B	
	22年度	1,087円	[90.0%]	121円	[10.0%]	1,208円	[100.0%]
		169円	[91.4%]	16円	[8.6%]	185円	[100.0%]
	【22年度】 総コストに 対する 負担内訳	区負担		国都等負担		利用者負担	
		100.0% 96.2%		0.0% 3.8%		0.0% 0.0%	
	1単位あたりの コスト内訳	事業費等		人件費(按分)		総コスト	
参考 21年度	1,067円	[90.6%]	111円	[9.4%]	1,178円	[100.0%]	
	438円	[93.6%]	30円	[6.4%]	468円	[100.0%]	

目成果 (事業の 実績)	指標	単位	目標値	実績値	充足率
	スタンプカード利用率(交換率)	%	90	51.9	57.7%
	懸賞はがき配付枚数	枚	350,000	263,000	75.1%

事務事業 の評価	<p>平成22年度は事業執行主体をまちみらい千代田から区民生活課に移行しましたが、大きな混乱もなく順調に事業を運営することができました。また、スタンプカード事業においては、スタンプカードへの付番や店別番号付きスタンプの配付などにより、不適切な利用の起きにくい仕組みに改善しました。</p> <p>しかし、スタンプカードの交換率は約52%と低く、一部の区民の利用にとどまっています。今後はさらなる利用促進策を検討する必要があります。</p> <p>懸賞はがきの応募枚数は前年度比で倍増しており、事業が定着しつつあります。平成22年度の1枚あたりコストは大幅に下がりました。</p> <p>消費喚起という面では、スタンプカード事業及び懸賞はがき事業をあわせて約12億7千万円の消費行動が区内でなされたこととなります。緊急経済対策として、消費生活支援と商店街の活性化の両面で一定の効果を上げることができました。</p>
-------------	--

方今後 性の	<p>区民をはじめとするより多くの消費者が利用できるように、協力加盟店の拡大を図るとともに、この事業の広報PRに力を入れていきます。</p> <p>また、環境配慮店の仕組みを見直し、区が環境対策として構築した環境マネジメントシステム(千代田エコシステム=CES)に参加してもらうことで、より実効性のある環境対策を推進していきます。</p>
-----------	---

## <新・消費生活支援事業>の区民参加会議における区民意見

秋葉原や大手町等のビジネス街に入っている店舗が加盟店になっていないのは、昼間人口を取り込んでいくことを考えると本当にもったいない。ICカードは導入するには経費もかかるだろうが、例えば、お店で見せるだけで割引されるといったお得なカードもあるので、わざわざ出張所まで出向かないとスタンプカードをもらえないといった手間を省いて、区外から来る人も、簡単に千代田区で消費ができるような仕組みがあると良い。

区民としてはすごく利用していて、区民目線としては大変うれしい政策だが、区の予算がかかっているので、区としては、一概に拡大ということではいけない。スタンプカード交換率、配布枚数で実績を評価しているが、交換されても、スタンプカードを押し終えずに終わってしまうカードがあるはず。また、懸賞はがきについても、配布されても応募されてこないものがあるはずであり、そちらの方を評価の実績とする必要があるのではないか。頑張っただけでスタンプを集めている側としては、不正行為というのはすごく許しがたいものだと思う。

景気の拡大をもって終了するという話だが、何をもって拡大が終わったという判断をして事業を廃止するのが明確ではない。

買い物を通じた店主とのやり取り等は、コミュニティの活性化の役割も担う。ただ、地域に昔からある小さなお店というのは、土日閉店のところが多くて、平日は仕事をしてしまうと、行きたくてももう閉まっていることも多く、行ける機会が限られてしまう。そこが（この事業の）利用しづらいところになっているのではないか。

## <新・消費生活支援事業>の外部評価結果

### (公共的な課題設定の妥当性)

商店街は地域コミュニティの一翼を担っており、商店街における消費を喚起し、住民の生活に根付いた商店街を活性化することは、公共的な課題といえるが、スタンプカードの配付や懸賞品の贈呈といった本事業の内容は、本来行政が行うべきものではなく、商店街自らが行うべきものとも考えられる。

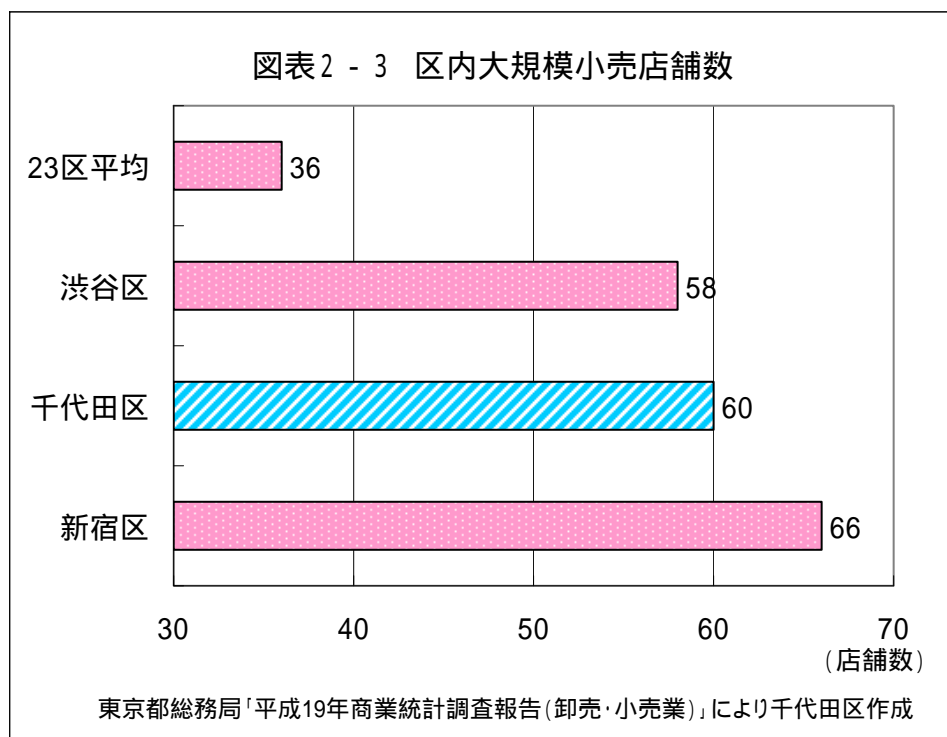
また、千代田区の商店街の主な収益源になっているのは、85万人以上ともいわれる昼間区民や観光客と思われ、結果として、加盟店となることの必要性を感じておらず、商店自身が活性化の効果的な手段として本事業を認識していない可能性がある。

しかしながら、本事業により、これまで大規模小売店舗で生活必需品を買っていた地域住民<sup>( )</sup>の何割かでも、身近な商店街を利用するようになれば、地域に根ざした商店街の活性化につながることは確かであり、そこに行政が関与することの一定の必要性が認められる

( ) 東京都総務局『平成19年商業統計調査報告(卸売・小売業)』において、区内大規模小売店舗における飲食料品、身の回り品、衣料品、家電などの生活必需品等の小売販売額は315,290百万円。

ところで、本事業は、「商店街活性化」だけでなく、「区内消費喚起」を目的としている(41頁参照)。しかし、60店もの大規模小売店舗が立地する(23区中新宿区に次ぐ第2位)という千代田区の地域特性を考慮すると、区内消費喚起の実効性のみを考えるのであれば、むしろ大規模小売店舗における消費を促進した方が効果があるとも考えられる(図表2-3参照)。

この点において、そもそも「区内消費喚起」と「商店街活性化」という2つの課題を1つの事業で解決するという事業目的の設定にはやや無理があると考えられる。



また、行政が関与することの一定の必要性は認められるものの、商店街の売上増につなげるといふ本事業が、区民が本来求めている行政サービスといえるか、区民ニーズと合致しているかについて、十分な検証が行われていないことも課題であり、事業目的や対象等について再検討する必要がある。

### (有効性)

区内小売業の年間販売額は約8,900億円<sup>( )</sup>に達しており、区の主張する約12億7千万円の消費(45頁 内部評価結果「事務事業の評価」欄参照)がすべて、本事業による効果であると仮定しても、その割合は全体の0.15%に満たず、区内の消費喚起及び区民の消費生活支援にどれだけ貢献しているかは明確でない。本事業の有効性については、より合理的な裏付けが必要である。

( )東京都総務局統計部『平成19年商業統計調査報告(卸売・小売業)』による。

一方、区民アンケート調査結果によれば、認知度(76.5%)及び利用経験(58.4%)は10事業中最も高く、評価(59.0%)も3番目に高くなっている。

これは、全区民を対象に財源を分配するという本事業の性質上、十分想定される結果であるが、評価については、「評価できない」と回答する割合も10事業中最も高く(16.4%)、単なる「バラマキ」という印象を持つ区民も少なくないと考えられる。

また、人口の多い番町の加盟店が相対的に少ないなど(巻末資料181頁 資料5参照)、人口構成と加盟店の分布に偏在が見られ、スタンプカード交換率も50%程度にとどまっている

(45頁 内部評価結果「成果」欄参照)ことから、事業の効果を実感できるのは一部の区民であり、区民全体としての実感は乏しいのではないかと思われる。

### **(効率性)**

多くの商店街において、独自の制度(加盟店で買い物をすると数百円ごとにポイントが付与されるカードなど)が行われている現状を鑑みると、区が独自にこのような事業を実施すべきか疑問である。

また、商店による懸賞はがきの負担総額131万5千円(263,000枚×5円)と比較して、区が準備する賞品総額2千万円がかなり高い現状は、区内商店・商店街に対する過度な支援との印象を受け、効率性の観点からも改善が必要である。

### **(内部評価の妥当性)**

区は、約1億4,000万円の予算投入に対して、約12億7千万円の経済効果を得られたこと(45頁 内部評価結果「事務事業の評価」欄参照)を積極的に評価しているが、仮に本事業を実施しないとしても、区内に一定規模の消費行動が見られることは明らかであり、実際に、区内消費の喚起にどのくらい貢献しているのかは、確認することができない。

また、現状では目標設定が受け身の指標(スタンプカード交換率、懸賞はがき配付枚数など消費者・商店の行動を待つだけの指標:45頁 内部評価結果「成果」欄参照)となっているが、例えば、商店街でスタンプカードを換金したお金の使途を聞くなどのアンケート調査を実施し、本事業が商店街の活性化につながっているか、区民の消費喚起につながっているかを検証した上で、適切な目標設定を行うべきである。

### **(今後の方向性)**

本事業において、スタンプカード等は加盟店の営業時間中に利用する必要があるが、昼間は別の地域で働いている夜間区民も多く、区内加盟店でこの時間帯に買い物ができる区民は限定されている。「消費生活支援」を目的に掲げるのであれば、公平性の観点から事業を再検証する必要がある。

また、「商店街がどのような状態になればよいのか」についての視点を明確にした上で事業計画を策定し、予算付けを行う必要がある、あるべき状態から見た事業の再検討が必要である。

こうした検討の間の経過的措置として、例えば、数年スパンで加盟店数や交換率等を高めるための改善を行い、商店街の満足度等の実地調査を合わせ行うことで、その結果等も踏まえて、縮小又は廃止も視野に入れた抜本的な見直しを行うことが望まれる。

### 5.3.3 風ぐるま（地域福祉タクシー）

#### <風ぐるま（地域福祉タクシー）>の概要

##### 【事業内容】

高齢者・障害者をはじめとする区民のため、区内施設を巡回する乗合タクシーを運行する。また、車椅子等により一般のタクシー利用が困難な方のために、貸切での運行もあわせて行っている。

- 【目的】**
- 乗合 高齢者・障害者をはじめとする区民のため、地域交通手段を確保し、地域福祉の推進とノーマライゼーションの実現を図る。
- 貸切 一般の交通手段の利用が不便な人のために、交通手段を確保し、社会参加生活圏の拡大を図る。

- 【根拠】**
- 千代田区補助金交付要綱  
千代田区地域福祉タクシー「風ぐるま(乗合)」運行事業補助金交付要綱  
千代田区地域福祉タクシー「風ぐるま(貸切)」運行事業補助金交付要綱

- 【担当課】** 保健福祉部福祉総務課

- 【事業開始年度】** 乗合 平成9年度

貸切 平成10年度

- 【対象】**
- 乗合 誰でも利用可能
- 貸切 区内に住所を有し、車椅子等を利用している等の理由により一般のタクシーを利用することが困難な方

- 【実施方法】** 乗合 地域福祉タクシー「風ぐるま（乗合）」を運行するタクシー業者と協定を結び、運行経費の一部を補助

・運行ルート：3ルート（「和泉・麴町」便・「内神田・富士見」便・「四谷・あきば」便）で、利用者は各ルートに設置された停留所から乗車。降車はルート上であれば停留所以外でも可能

・運行日時：年末年始を除く毎日。8時30分～18時

・運行間隔：おおむね1時間に1本

・利用料金：小学生以上は1回100円。小学生以上1人に同伴する未就学児2人まで無料。区が発行する無料乗車証の提示があれば無料

無料乗車証：以下のaからdまでのいずれかに該当する方には無料乗車証（期限付き）交付。発行手数料は500円（b・cは手数料免除。a・dは千代田区発行の住民基本台帳カードの提示により手数料免除）

a 千代田区在住の60歳以上の方



- b 千代田区在住で「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方(登録時に手帳を提示)
- c 千代田区在住の妊婦及び未就学児連れの保護者(登録時に母子手帳を提示)
- d ちよだボランティアセンターのボランティア登録者

貸切 「風ぐるま(貸切)」を運行するタクシー業者と協定を結び、運行経費の一部を補助。利用者は利用の1か月前から前日までに予約する。

・運行日時：原則24時間で毎日運行(夜間・早朝は対象を限定)

・利用料金：タクシーメーター料金とし、福祉タクシー券利用可。

**【予 算】**

乗合 平成22年度当初予算額 78,047千円

貸切 平成22年度当初予算額 12,174千円

**【決 算】**

乗合 平成22年度決算額 77,374千円(予算執行率99.14%)

貸切 平成22年度決算額 11,894千円(予算執行率98.94%)

**【本事業の沿革】**

乗合

年 月	事 業 の 変 遷
昭和53年9月～	「施設巡回バス」を総務課所管で運行
昭和63年8月	「福祉バス」へ移行(高齢者センター・富士見福祉会館・麹町保健所事業利用者のみを対象)
平成9年4月	「乗合便」事業開始(1ルート)(福祉バスH9.3.31廃止)無料乗車証は高齢者センター、富士見福祉会館利用者で登録した方に発行
平成10年4月	「乗合便」にあわせて「風ぐるま(事業便)」を運行(富士見福祉会館・保健所の事業利用者で区が指定した方のみを対象)
平成14年6月	路線拡大(3ルート)
平成16年3月末	「風ぐるま(事業便)」を廃止 (事業便利用者の送迎は各事業課で実施とした)
平成19年3月	運行改正(運行ルート、時刻表改正)
平成19年4月	無料乗車証の対象を拡大(高齢者・障害者・妊婦・未就学児連れの保護者・ボランティアセンター登録のボランティア)
平成22年1月	運行改正(運行ルート、時刻表改正・路線名称変更・運行時間の拡大・運行日数の増加)

## 貸切

年 月	事業の変遷
平成5年5月18日	委託事業開始
平成10年4月	補助事業「風ぐるま(貸切)」に変更
平成10年6月	それまで実施していた利用者の登録制を廃止

## 【実績】

## 乗合(定期運行)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
運行日数	324	332	360
延べ運行台数	2,188	2,232	2,331
利用人数	93,796	96,306	117,154

年末年始に加え、平成22年度は東日本大震災の影響により1日運休した。

## 貸切

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
稼働日数	356日	357日	356日
利用件数	心身障害者 2,965件 高齢者 203件	心身障害者 3,194件 高齢者 194件	心身障害者 3,629件 高齢者 194件

稼働日数のうち、配車ができなかった件数は0件

## <風ぐるま（地域福祉タクシー）>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	73.3%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	27.8%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	59.4%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	70.6%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	2.7%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
4.9	1

## <風ぐるま（地域福祉タクシー）>の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	(乗合事業)利用者1人あたり (貸切事業)利用1件あたり		( 117,154人 ) ( 3,897件 )	
	1単位あたりのコスト内訳	事業費等 A		人件費(按分) B 総コスト C = A + B	
	22年度	660円 3,052円	[95.5%] [100.0%]	31円 0円 [4.5%] [0.0%]	691円 3,052円 [100.0%] [100.0%]
	【22年度】 総コストに 対する 負担内訳	区負担		国都等負担	利用者負担
		99.9% 58.1%		0.0% 41.9%	0.1% 0.0%
	1単位あたりの コスト内訳 参考	事業費等		人件費(按分)	総コスト
21年度	753円 3,593円	[95.2%] [100.0%]	38円 0円 [4.8%] [0.0%]	791円 3,593円 [100.0%] [100.0%]	

目成果 (事業の 実績)	指 標	単位	目標値	実績値	充足率
	年間利用者数(乗合事業)	人	100,000	117,154	117.2%
	年間利用件数(貸切事業)	件	3,455	3,897	112.8%

事務事業の 評価	<p>千代田保健所の移転にあわせ、平成22年9月に運行ルートと時刻表を改正しました。平成22年度の目標値である乗合事業年間利用者数100,000人は、前年度実績から延運行台数の増加分4%を見込んで算出したものです。また、貸切事業年間利用者数の目標値は前年度の2%増としました。利用者数は乗合便及び貸切便ともに目標値を超えています。平成22年度の利用者数は、対前年比で22%の増加がありました。</p> <p>コストについては、平成22年1月のルート改正時に増便及び運行日の増加等を実施したことで、補助金額が上がり、平成22年度決算額が平成21年度より増加しましたが、利便性が向上したことから利用者数が増え、1単位あたりのコストは下がっています。また、乗合便に対する都の補助制度がなくなったため区の負担は増加しました。</p> <p>利用者1人あたりのコストは高いものの、区内の狭小な道沿いにある施設ヘッドアツードアで高齢者、障害者等の区民を運ぶ手段として必要な事業です。運行開始以来、年々認知度も高まり利用者数が増加しています。</p>
-------------	--

今後の 方向性	<p>今後も無料乗車証の対象者には窓口で風ぐるまの周知を行い、更なる新規利用者の拡大を推進します。</p> <p>また、運行事業者と連携を取りながら、安全で正確な運行はもとより接遇等も含めたサービスの質の維持・向上に努めます。</p> <p>さらに、利用者数の増加に伴い風ぐるまへの要望等も多様化していることから、利用者の期待に応えつつ、地域福祉タクシーとしての効果的・効率的な運行方法について様々な手法を検討し、千代田区の地域特性や区民ニーズに合った運行をめざします。</p>
------------	---

## <風ぐるま（地域福祉タクシー）>の区民参加会議における区民意見

育児休業中に赤ちゃん連れで風ぐるまを利用したが、児童館とかに行く際に、ルートが長くて、赤ちゃんが飽きてしまう。子育てルートではないが、病院や児童館、子育ての人が必要なところのルートを短距離で行けるようなバスがあるとすごく良い。風ぐるまは便利だが、やはり停留所が離れており子どもの足だと、ほんのちょっとの距離でも結構長い。また、病院に行くときも本数がなくタクシーを利用したこともあり、もう少し本数もあると良い。

子どもが小さいときに少しだけ利用していたが、1時間に1本で、しかも人数が9人で、もういっぱい乗れない、1時間近く待ったのに乗れないという状況も結構あったので、もう利用をやめてしまった。タクシーを使うのに比べたら100円は安いので、お金を取ることにより、本数を増やす、もう少し人数が乗れるバスを出す、又は、電車の直行便のように途中を飛ばして運行するピンも用意するなど、もう少し乗りやすくしてもらえると良い。

一般の人に開放するのはとてもありがたいが、それにより本当だったら乗れるべきだった体の悪い人、車いすの人たちとかが乗れなくなってしまうという状況が発生していないのかという点が気になる。

高齢者や妊婦、乳幼児の母親等が一番使うと思うので、いろいろな人が便利な状態より、高齢者だったら高齢者のみとか、母親が本当に必要なところに停留所を設けるとか、そういうところを重点に、目的を絞ってルートを設定すべきだと思う。この会議でも、運行のルートを改善してほしいという意見がすごく多かったみたいなので、利用者の声をもっと聞いた方が良い。

ボランティアをやっていて利用することはあるが、やはり1時間に1本というのは、できれば増やしてもらった方が良い。料金も、私は無料乗車証を持っているが、100円を支払わないで乗れるようにするというのは、財政的にも大変だと思う。あくまでも福祉というのが目的で始めたということなので、そういう目的であれば、本数はもう少しあった方が良い。

千代田区内に60か所の駅がある中で、既存の公共交通機関のアクセスはどういうルートがあって、どこが過疎なのかというのを一度確認する必要があるのではないかと。福祉が目的ということがベースになるのであれば、アクセスだけで考えてはいけない。高齢者センターに連れてくるというのは手段であって、福祉過疎となっているエリアがあるのであれば、その福祉もあわせて考えるということが重要である。

## <風ぐるま（地域福祉タクシー）>の外部評価結果

### （公共的な課題設定の妥当性）

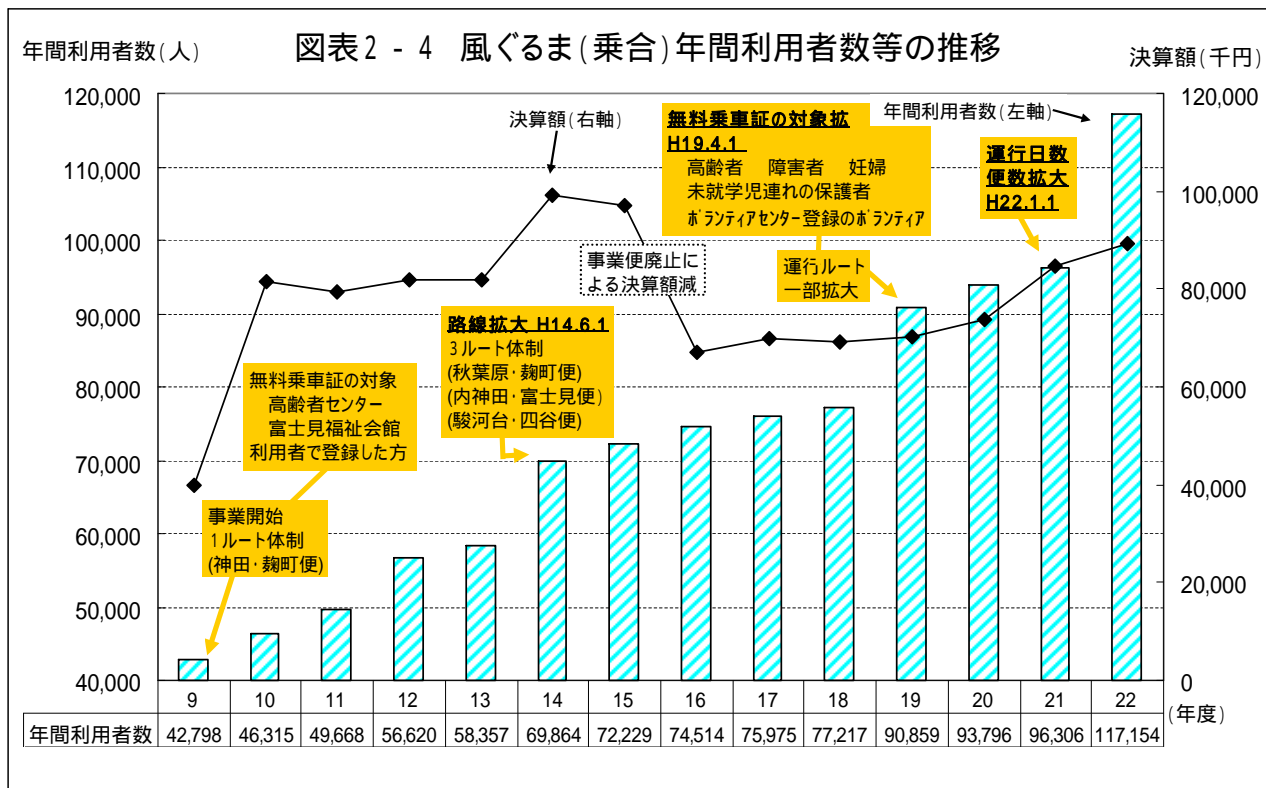
千代田区は、区内に60近くの鉄道駅を有するなど交通機関が発達しており、また、一定程度のバリアフリー化が進展しているものの、上下の移動や段差が多く不便な場所が残っており、高齢者や障害者などの交通弱者にとっての利便性は十分とはいえない状況にある。

こうした状況の中、高齢者や障害者などの交通弱者を対象として安価な移動手段を確保していくことは、公共的な課題設定として、妥当性があるといえる。

ただし、現在の運用は「地域福祉タクシー」という名目を持ちながら、住民の足を確保するためのコミュニティバスとしての実態を有しており、本事業を実施する社会的意義をあらためて見つめ直す観点から、事業の目的と対象（利用者、ルート、料金等）を今一度整理する必要がある。

### （有効性）

高齢者や障害者をはじめとする区民のため地域交通手段を確保するという本事業の目的に鑑みれば、これまでの路線・運行ルート・便数の拡大や無料乗車証の対象拡大により、利用者数の増加が見られ、年間11万7千人の利用者のうちの約9割（所管事業部からの説明より）が高齢者・障害者等の無料乗車証を利用していることから、本事業は一定の効果をもたらしていると考えられる（図表2 - 4 参照）。



一方、区民参加会議における「児童館や病院など子育てに必要なところを短距離で結ぶルートがない」、「1時間に1本で定員9人のため子連れでは利用しづらい」という参加区民の意見に見られるように、乳幼児連れの保護者のニーズについては、運行ルート・運行台数ともに、これを満たしているかという点では疑問が残る。

これまでの経緯を見ると、当初は「福祉バス」に特化した事業であったものが、その後、事業目的や対象が十分に整理・検討されないまま事業が継続・拡大していったと考えられる。

そこで、交通機関が著しく発達した千代田区において、そもそも高齢者や障害者以外の区民の移動手段を、区が確保することが有効であるかといった点について、あらためて検証し、事業対象やルート、利用料金等の抜本的な見直しを図る必要がある。

### **(効率性)**

乗合便について、基本事業費7,516万円(巻末資料184頁 資料1「事業費内訳」欄参照)を利用者11万7千人(54頁 内部評価結果「成果」欄参照)で除すと、利用1回当たり640円の費用がかかっている。

また、同様に貸切便についても、利用1回当たり3千円を超えており(54頁 内部評価結果「コスト」欄参照)これらの数値で効率性を評価すると低いと言わざるを得ない。

しかし、風ぐるまを「福祉タクシー」と位置づければ、区民ニーズを前提として区が一定額を負担することはやむを得ず、この点において、運行ルートや運行回数の見直し等(図表2-4参照)で経営努力を図ろうとしている姿勢が認められる。

### **(内部評価の妥当性)**

現在の指標(「利用者数」及び「利用件数」)の目標値は、前年度実績からの見込みで設定されており、事業目的を実現する上での明確な根拠のある目標設定となっていないため、事業成果を評価するための適切な指標とは言い難い。

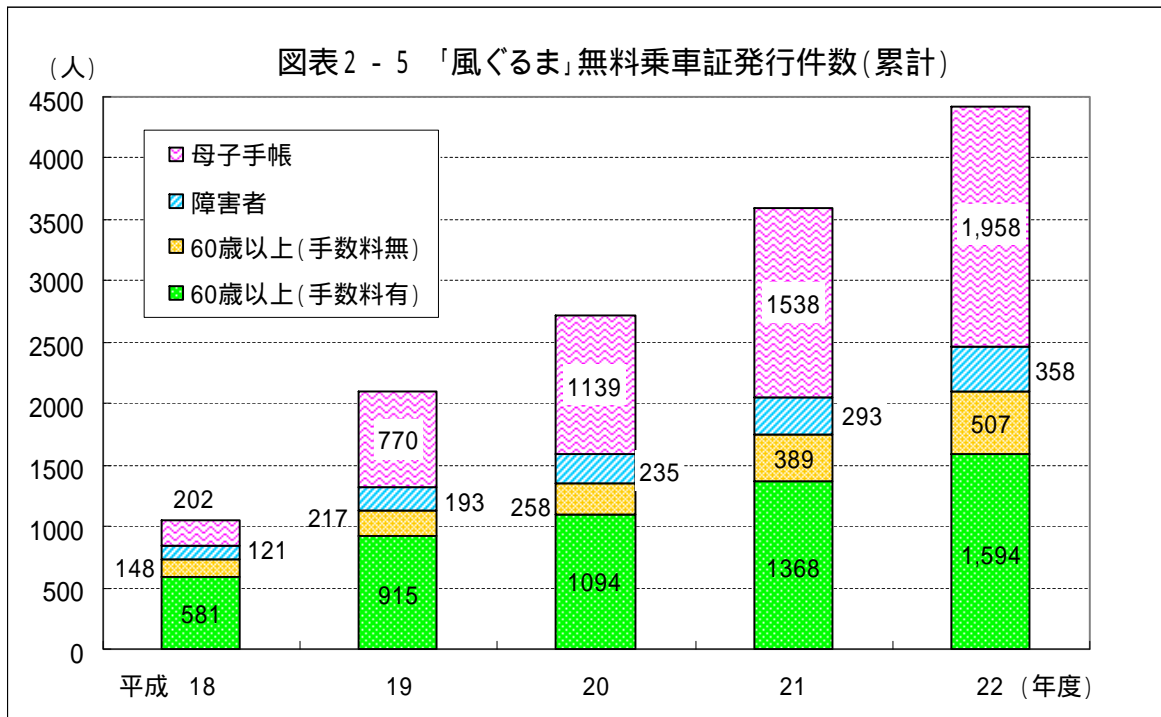
空席率の低下や交通過疎地域の減少、利用者満足度の向上など、事業目的に沿った成果を適切に評価するために、運行区間及び運行時間帯ごとの混雑率や、利用者の満足度を把握するなどの新たな評価指標を検討する必要がある。

### **(今後の方向性)**

区では、高齢者・障害者・妊婦・未就学児連れの保護者などの交通弱者の移動手段を確保する目的で無料乗車証を発行しているが、運行ルートや日数・便数の拡大に伴い無料乗車証の発行件数が増加しており(図表2-5参照)財政負担が膨らんでいる(図表2-4参照)。

現行無料乗車証の発行要件の一つ(50頁 事業概要「実施方法」欄参照)として、60歳以上の区内在住者が一律対象となっているが、「元気な高齢者」はたくさんおり、徒歩や自転

車による移動等を高齢者の健康増進の一つと考えれば、高齢者を一律に無料乗車証の交付対象とすることについては、再考の余地があると考えられる。



また、発行対象が身体障害者手帳や愛の手帳等の交付を受けている方などに限定され、風ぐるまとの単純な比較はできないものの、区では「福祉タクシー券」を発行しており、事業部の説明によると平成22年度の発行人数は897人となっている。こうした他の関連事業による支援も行われている現状を踏まえると、無料乗車証ありきではなく、一律100円程度の利用者負担は、許容されるのではないかと考えられる。

あるいは、福祉施設への運行等に目的や対象を限定して無料乗車証を発行するなど、本事業の目的に沿った利用料金のあり方を検討するべきである。



### 5.3.4 在宅支援ホームヘルプサービス <在宅支援ホームヘルプサービス>の概要

#### 【事業内容】

介護保険制度では、要介護度に応じたサービス利用の限度が定められていることから、介護保険制度だけで在宅介護を支えることが難しい。また、24時間見守りのある施設介護との差が生じることから、その解消をめざし、平成12年度から実施している事業である。23区で同様の事業を行っているのは他に3区しかなく、千代田区では、要介護認定が非該当となっている方も対象に、身体介護サービスを提供し、在宅介護を手厚く支援している。

介護が必要な高齢者ができるだけ在宅生活を続けられるようにするために、介護保険と同様の負担でホームヘルプサービスを利用できるこの施策は、介護者等の介護負担の軽減にも寄与している。

【担当課】 保健福祉部高齢介護課

【目的】 日常生活を営むのに支障がある要支援又は要介護の方に訪問介護サービスを提供することで、自立した日常生活を営むことができるように支援する。

【根拠】 在宅支援ホームヘルプサービス実施要綱

【事業開始年度】 平成12年

【対象】 介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定され（非該当を含む）、介護保険で給付される居宅サービスの支給限度額上限まで利用しており、「ひとり暮らしの方」、「高齢者のみ世帯で介護が困難な世帯」、「援助者が疾病、就労、長期不在等で周囲からの援助が得られない世帯」

【実施方法】 介護保険に準じた訪問介護サービス（生活援助、身体介護）  
 ・利用限度時間数等

対象区分	利用限度時間数	サービス内容
非該当	週1.5時間以内	生活援助のみ
要支援1・2		
要介護1	週2時間以内	生活援助・身体介護
要介護2	週4時間以内	
要介護3	週6時間以内	
要介護4	週8時間以内	
要介護5	週10時間以内	

外出介助は1回30分以上2時間以内、週2時間限度。同居者がいる生活援助は1回1.5時間以内、週2回限度。上記の利用限度時間数とは別枠で利用できる。

利用者負担額：かかった費用の1割の自己負担

介護保険では認められない外出介助も利用が可能

- ・ 介護保険の認定区分に応じた支給限度額を超えて必要な援助・介助サービス
  - ・ 介護保険制度で利用できない外出介助
  - ・ 散歩（介護保険で同行介助に値しないもの）
  - ・ 介護保険でできない通院介助（院内介助含む。）
  - ・ 介護施設、高齢者センター、銭湯、買い物
  - ・ 催事、冠婚葬祭、墓所、選挙などの付き添い
- 週2時間を限度に定期的に外出の介助を行う。

**【予算】** 平成22年度当初予算額 69,375千円

**【決算】** 平成22年度決算額 6,9155千円（予算執行率99.68%）

**【事業の沿革】**

時 期	事 業 の 変 遷
平成12年4月～	介護保険制度が実施され、その制度を補完するため日常生活健康支援事業（家事援助サービスのみ）として事業を開始
平成14年4月～	日常生活健康支援事業のサービス内容を拡充し、新規事業として複合型サービスを加えて実施
平成19年4月～	在宅サービス特別給付事業から在宅支援ホームヘルプサービスに名称変更し、サービス内容を生活援助と身体介護の2種類のみとした。（併用して利用することもできる）要支援1・2の方で特定の疾病などの場合、支給限度額を超えていなくとも対象として取り扱うよう拡充
平成20年4月～	要支援1以上の方を対象として、介護保険が適用とならない外出介助（散歩など）や同居者がいる世帯の生活援助を個々の心身の状態を勘案の上、利用できるよう拡充

**【平成22年度実績】**

年 度	18	19	20	21	22
65歳以上高齢者数	8,806	8,979	9,121	9,303	9,369
登録者数(3月末)	103	68	195	236	244
利用者数(3月末)	44	48	126	150	143

65歳以上高齢者数は、各年1月1日現在

## <在宅支援ホームヘルプサービス>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	41.4%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	3.2%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	33.8%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	60.9%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	1.7%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
14.8	1

## <在宅支援ホームヘルプサービス>の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	利用1時間あたり ( 17,263.5時間 )					
	1単位あたりのコスト内訳	事業費等 A		人件費(按分) B		総コスト C = A + B	
	22年度	4,006円	[95.1%]	208円	[4.9%]	4,214円	[100.0%]
	【22年度】 総コストに 対する負担内訳	区負担		国都等負担		利用者負担	
		100.0%		0.0%		0.0%	
	参考 1単位あたりの コスト内訳	事業費等		人件費(按分)		総コスト	
21年度	3,960円	[95.0%]	210円	[5.0%]	4,170円	[100.0%]	

目成果と実績の	指 標	単位	目標値	実績値	充足率
	登録者数	人	247	244	98.8%
	利用者数(実人数)	人	160	143	89.4%

事務事業の 評価	<p>平成22年度は事業の周知が進み、年度末の登録者数が244人と目標値の247人にほぼ到達しています。</p> <p>利用者数(実人数)は、目標値160人には達しませんでした。助成額全体では昨年度とほぼ同額で安定した推移を見せています。</p> <p>なお、成果における登録者数は在宅ホームヘルプサービスに利用申請されている方の平成23年3月末の総人数で、平成23年3月の利用実績のない方を含みます。の利用者数(実人数)は、平成23年3月の給付を受けた方の実人数になります。</p> <p>平成23年3月時点の利用者143人中外出介助の利用人数は83人で、平成22年3月時点では150人中81人であったのに比べ、若干増加しています。</p> <p>コスト面に関しては、平成21年度と比べ1%伸びましたが、支出内容に大きな変化はありません。</p> <p>サービス利用の傾向は、食事・入浴・排泄などの身体介護と散歩・買物の付き添いなどの外出介助の利用が多く、平成21年度と同様です。事業周知を進めた結果、現在のサービス内容が利用者及び事業者に浸透していると考えられ、介護保険の上乗せサービスである当事業は利用者も多く、事業の継続が必要と思われます。</p>
-------------	--

今後 方向性の	<p>今後、高齢者人口の増加による事業費の支出増が想定されます。そのため、サービス利用状況を的確に把握し、コスト削減を視野に入れた利用しやすいサービス内容の提供に努めていきます。また、今後予定されている第5期介護保険事業計画改定の方向性を踏まえた事業内容の検討をしていく必要があります。</p>
------------	---

## ＜在宅支援ホームヘルプサービス＞の区民参加会議における区民意見

3月の震災後にボランティアの人がとても多かったが、やはり千代田区で全部をやる大変なので、介護保険以外でこういうサービスを手伝える人を募ったりしたら、もっと幅広く介護を受けられない人にも行き渡るのではないかと。また、区でやっていることをもっとPRすれば、もっとよいサービスになるのではないかと。

介護保険の100%の利用を超えた人のみがこちらのサービスを利用できるということだが、100%利用していない人というのは、1割負担とはいえ、お金を払うのが大変だから100%利用しないという人がいるかもしれない。逆に、100%を超えてまだ使いたいという人は、お金があるから、9割千代田区が負担してくれるなら是非やりたいという人がいるかもしれない。そう考えると、100%を超えた人のみにこういう対応をするというのは、もしかしたら単にお金持ちの人の支援をしているだけかもしれないという可能性もあるのではないかと。また、基本的に介護保険というサービスがある中で、100%以上のサービスを求める場合、一般的には、私的なサービスにお金を払って利用するというのが普通の考え方なのではないかと。さらに、もしこのサービスが本当に必要であれば、国がやるべきではないかと。何かお金持ちの区だけはこのことができ、お金持ちではない区はできないとなってくると、公共サービスで区によって違いが出てくる。23区レベルで考えたときに、どんどん格差がついていってしまうのではないかと。

私も今後、御近所の人にお世話になることがあると思うが、ケアマネジャーや介護士さんには、世帯ごとの状況に応じた見守り的な役割も果たすような指導をしてほしいと思う。

ケアマネジャーのアンケート調査実績はあるようだが、やはり直接支援を受けられている本人に満足度等を聴取することが大切なのではないかと。

かかった費用の1割が自己負担ということだが、1割負担では、ますます区の財政が圧迫されるのではないかと。

## <在宅支援ホームヘルプサービス>の外部評価結果

### (公共的な課題設定の妥当性)

介護保険制度で全国一律の基準を設定し、世代間や利用者間の負担の公平性を確保している中で、地域独自の公費負担サービスを実施するに当たっては、慎重な対応が求められる。

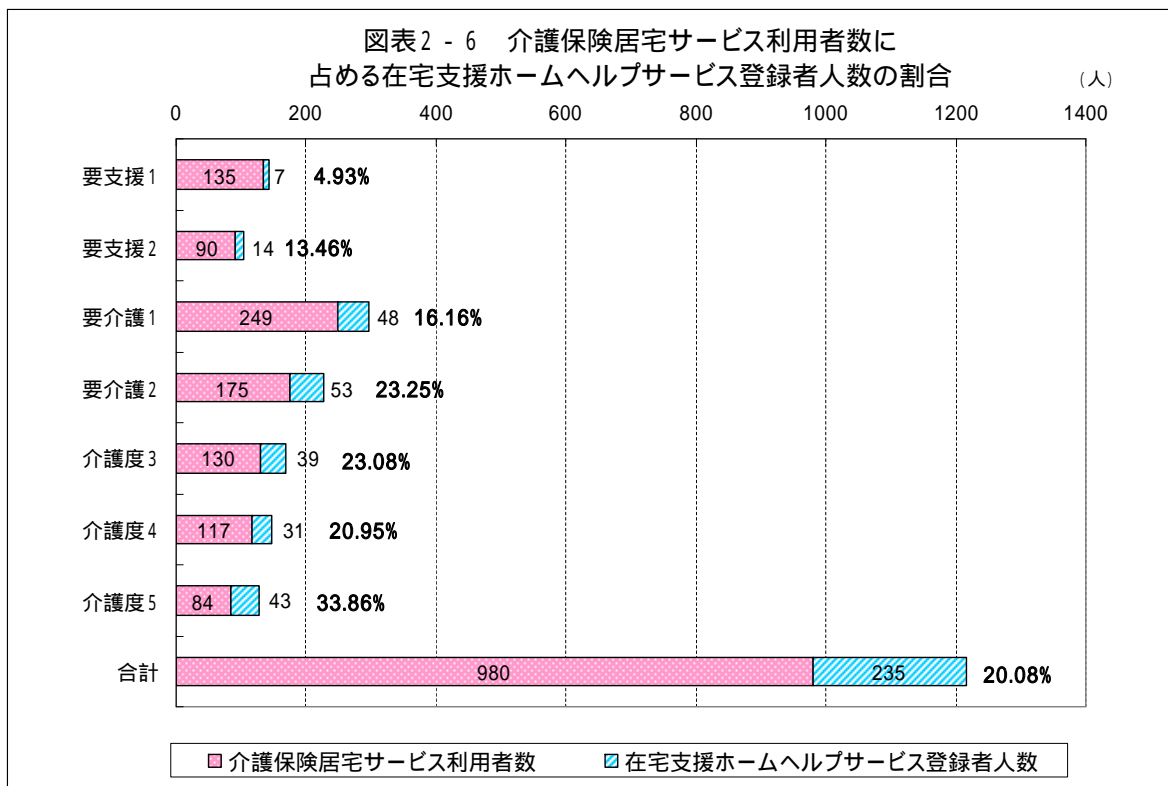
ただし、千代田区において施設サービスの充足率が十分でない場合には、介護保険制度における在宅介護の利用限度率でカバーできないサービス分を公費で負担するという点については許容範囲内といえ、この観点からは公共的な課題設定として妥当である。

区によると、平成23年6月末現在の区内特別養護老人ホーム待機者数(実数)は、232名(要介護1:33名、要介護2:48名、要介護3:49名、要介護4:49名、要介護5:53名)となっており、区内の施設サービスは充足しているとはいえない状況にある。

この点、こうした待機者であっても、介護保険制度による居宅サービスを利用することは可能であり、施設サービスの充足率が十分でないからといって直ちに本事業の利用が肯定されるということにはならないという考え方もあるが、本来施設介護を受けるべき待機者は、24時間体制の施設介護に比べ相対的に十分な介護を受けられないことは事実であり、こうした施設介護と在宅介護のギャップを埋めるためには、本事業の利用は一定程度認められるべきである。

ここで図表2-6を見ると、区内の介護保険居宅サービス利用者数1,215人のうち本事業の登録者は235名となっている。この数字は上記の232名の待機者数と非常に近いが、本事業は、待機者の中でも、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化するなど、要介護度の認定と実態が乖離してしまった結果、介護保険制度による居宅サービスの利用限度では十分なサービスを受けられないような待機者にこそ利用されるべきである。

区内特別養護老人ホーム待機者と在宅支援ホームヘルプサービスの登録者が同じものかどうかについて判断する材料がないが、全体の登録者数を見る限りおおむね適正な利用がなされていると思われる。ただし、要介護度が比較的低い「自立」や「要支援1・2」、「要介護度1・2」などの登録者の利用が認められるケースは、より限定的に考えるべきであろう。



**(有効性)**

本事業は介護保険制度と同時に開始していることから、同制度では満たされないサービスの実態を十分に把握・検討した上でのものとは考えにくく、そのため、特に要介護度が低い利用者に対しては、区による介護保険制度の上乗せサービスが必要という認識を持ちづらい。

実際、冒頭で述べた要介護度1・2の待機者数(要介護度1:33名、要介護度2:48名)よりも本事業の登録者数(要介護度1:48名、要介護度2:53名)の方が多くなっており、こうした点から推測すると、単に区による上乗せのサービス提供の仕組みがあるから利用するようなケースも少なくないと思われる。

この点、本事業を利用する場合の1割の自己負担と民間サービスを利用する場合の10割負担の差が、必要以上の本事業の利用を促進していることも考えられ、本事業が有効に利用されていない可能性がある。

また、サービスの対象者にとっては、保険と同じ1割負担で介護保険の不足分を補えるメリットはあるが、ケアマネジャーの判断という利用者ニーズを第一にしたやり方では、利用者の公平性や納税者負担という観点からは好ましくない。

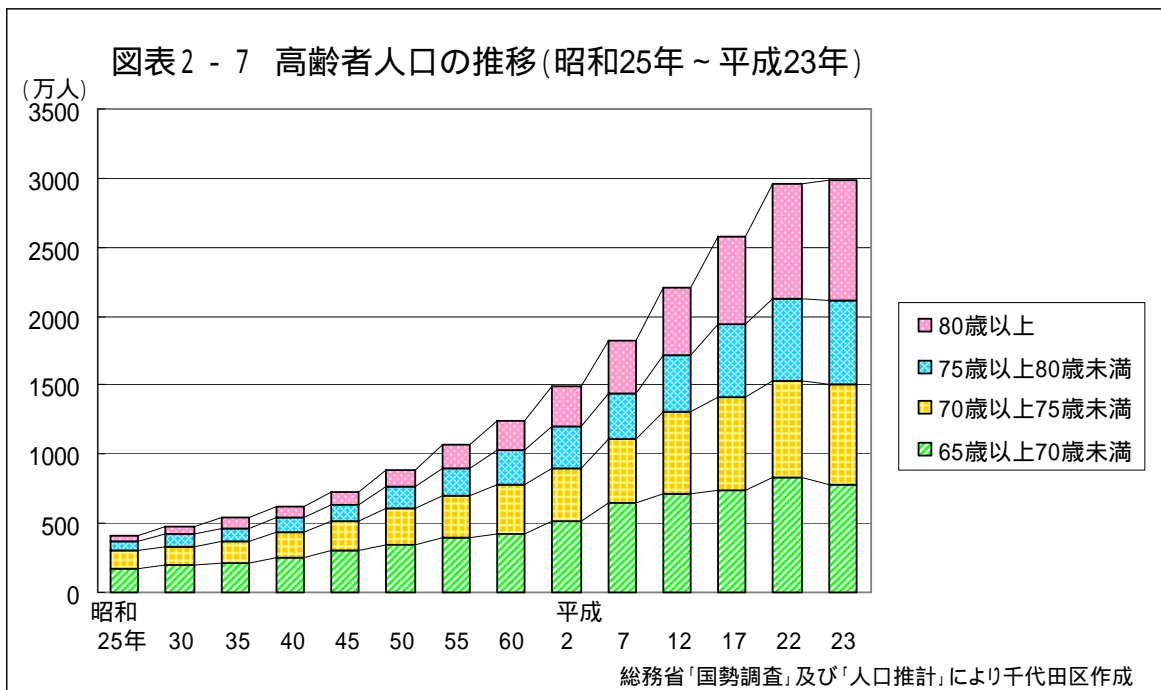
その意味において、本事業の有効性を判断するには、その前提として、認定後の被介護者の状態の急速な悪化又は改善により、認定時点の要介護度と実態に乖離がないか、真に必要なサービスが提供されているかといった視点から、行政側が、ケアマネジャーが作成した個別のケアプランの検証を行う必要がある。

## （効率性）

本事業は効率性の観点からの判断が難しい。

高齢者人口の増加に伴い（図表2 - 7 参照） 今後も潜在的なサービス対象者が増加していくことが明らかである中、真に本サービスを必要とする者だけが利用できるよう、サービス利用可否の判断については、より一層客観性のあるやり方が求められるべきである。

また、現行の利用者負担額は、かかった費用の1割となっているが、民間サービスを利用した場合の10割負担と比較しても、2～3割程度への自己負担割合の見直しは検討すべきではないか。



## （内部評価の妥当性）

区はサービス利用者や利用件数の増加を積極的に評価しているが、要介護者を減らすといった介護予防の観点からの評価がなされていない点が課題である。

その意味において、本サービスが、利用者の自立を支援しているという状況を説明するための指標を設け、評価する必要がある。

また、現行のように「登録者数」や「利用者数」のような絶対値を指標としても、実態は見えてこない。例えば、介護保険を上限まで利用している人の割合を23区で比較するなど、他との相対的な比較を行えば、本サービスの過剰な利用の判断材料の一つになると考えられる。



## （今後の方向性）

上乘せによる独自サービスに期待する区民もいると思われるが、介護保険認定により非該当（自立）とされた人が本事業では介護対象となること、また、介護保険制度による居宅サービスの利用に加えて本事業にも登録している人の割合が高いことには、現行の介護保険制度による全国一律の基準や負担の公平性の観点からやはり疑問が残る。

特に、要介護認定で「自立」と認定された人への生活援助サービスのあり方（1割負担）については、介護の必要性和負担の公平性という観点から再考すべきである。

また、区がいうように「介護保険制度によるサービスだけでは在宅介護を支えることが難しい」ため、介護保険の「上乘せサービス」として本事業を実施するというのであれば、「自立」以外の認定を受けた人も含め、自己負担割合を上げた場合の影響や効果等について調査を行い、調査結果に応じた自己負担額の見直しを検討する必要がある。

さらに今後本事業を継続していく上では、本事業が、被介護者の自立支援を目的としているのか、介護者の負担軽減を目的としているのかをまず明確にすべきである。

例えば前者であれば、本人の要介護度が対象者を選定する際の判断基準となり、要介護度の維持又は改善が事業の有効性の判断基準となる。他方、後者であれば、家族構成等の諸条件までが対象者の選定基準となり、家族の満足度等が事業の有効性を判断する指標となる。

どちらも重要な目的であることは間違いないが、区が主としてどちらの目的を重視しているのか、どちらも目的としており自立支援のためには介護者の負担軽減が欠かせないという立場に立っているのか、この点を明確にし、高齢者介護のあり方としてどのような状態が望ましいのかという視点から事業を検証していく必要がある。

### 5.3.5 各種健診・がん検診

#### <各種健診・がん検診>の概要

##### 【事業内容】

従来の「誕生月健診」に代わり、生活習慣病の原因と考えられているメタボリックシンドローム予防・改善に着目し、40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした特定健診（国保健診）・特定保健指導、75歳以上等の後期高齢者医療制度加入者を対象とした健康診査（長寿健診）及び40歳以上の区民全員を対象とした成人健診を「区民健診」として実施している。

また、区民健診とあわせて、がん検診を低額な自己負担で実施している。

国保健診・特定保健指導

健康診査（長寿健診）

成人健診

がん検診（ . 肺がん . 胃がん . 大腸がん . 子宮がん . 乳がん）

【担当課】 保健福祉部健康推進課

保健福祉部保険年金課

【目的】 生活習慣病の予防、生活習慣の改善及びがんの早期発見・早期治療を促進し、区民の健康増進を図る。

【根拠】 高齢者の医療の確保に関する法律  
東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱に基づき締結する健康診査業務委託契約  
健康増進法  
がん対策基本法

【事業開始年度】 ~ 平成20年度

昭和56年度

【対象】 国保健診・特定保健指導 40歳～74歳の千代田区国民健康保険加入者

健康診査 後期高齢者医療制度加入者

成人健診 40歳以上の区民全員

がん検診

. 肺がん検診 40歳以上の区民全員

. 胃がん検診 ”

. 大腸がん検診 ”

. 子宮がん検診 20歳以上の偶数年齢の女性等

. 乳がん検診 40歳以上の偶数年齢の女性等

【実施方法】 平成22年度は、一定期間の受診期間（6月～翌年2月）を設定し、事

前に対象者全員に一斉に受診券及び受診ができる医療機関一覧表を送付。また、子宮がん検診では対象となる 20 歳・25 歳・30 歳・35 歳及び 40 歳に達した方、乳がん検診では対象となる 40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳に達した方に無料クーポン券を交付している。

なお、平成 22 年度は健診期間終了約 2 か月前に、特定健康診査（国保健診）の未受診者、特定保健指導の未利用者に対して勧奨はがきを送付し、受診・利用を促した。

**【予 算】** 平成 22 年度当初予算額  
 国保健診・特定保健指導：37,822 千円  
 健康診査 17,794 千円  
 成人健診 66,008 千円  
 がん検診 108,670 千円

**【決 算】** 平成 22 年度決算額  
 国保健診・特定保健指導 22,765 千円（予算執行率 60.2%）  
 健康診査 9,946 千円（予算執行率 55.9%）  
 成人健診 50,276 千円（予算執行率 76.17%）  
 がん検診 102,668 千円（予算執行率 94.48%）

**【実 績】（平成 22 年度）**

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	うち無料 クーポン券 (人)	受診率 (%)
がん検診	70,804	15,184		
肺がん	15,996	1,641		10.3%
胃がん	15,821	4,473		28.3%
大腸がん	17,945	5,420		30.2%
子宮がん	12,193	2,194	418	18.0%
乳がん	8,849	1,456	421	16.5%
成人健診	24,994	7,295		29.2%
健康診査	4,786	1,884		39.4%
国保健診	7,485	2,913		38.9%
国保特定 保健指導	311	11		3.5%

## <各種健診・がん検診>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	90.5%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	47.1%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	76.1%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	65.8%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	2.7%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
7.3	1

## <各種健診・がん検診（成人健診・健康診査・国保健診）>の内部評価結果

コスト（事業に要した経費）	コスト単位	成人健診受診者1人あたり ( 7,295人 )		健康診査受診者1人あたり ( 1,884人 )		国保健診受診者1人あたり ( 2,913人 )			
	1単位あたりのコスト内訳	事業費等 A		人件費（按分） B		総コスト C = A + B			
	22年度	6,892円	[93.3%]	491円	[6.7%]	7,383円	[100.0%]		
		5,279円	[76.0%]	1,664円	[24.0%]	6,943円	[100.0%]		
		7,815円	[80.9%]	1,845円	[19.1%]	9,660円	[100.0%]		
	【22年度】 総コストに 対する 負担内訳	区負担		国都等負担		利用者負担			
		98.9%		1.1%		0.0%			
		45.6%		54.4%		0.0%			
	参考	1単位あたりのコスト内訳		事業費等		人件費（按分）		総コスト	
		21年度	7,109円	[93.8%]	467円	[6.2%]	7,576円	[100.0%]	
5,403円			[76.3%]	1,675円	[23.7%]	7,078円	[100.0%]		
8,134円	[82.5%]		1,726円	[17.5%]	9,860円	[100.0%]			

目成果と実績の	指標	単位	目標値	実績値	充足率
	健康診査（長寿健診）受診率 目標値は、東京都後期高齢者医療広域連合にて定めた値です。	%	58	39.4	67.9%
	国保健診（特定健診）受診率 国保特定保健指導利用率	%	50 30	38.9 11.1	77.8% 37.0%

目標値は、平成20年度の健診受診率30%、保健指導利用率10%から、平成24年度までに毎年、段階的に5～10%引き上げ、平成24年度に健診受診率を65%、保健指導利用率を45%にすることを区の目標としています。

受診率、利用率の向上のため、従来の6月から9月までの前半と、10月から翌年1月までの後半に分けていた受診期間を、平成22年度は一律6月15日から翌年2月28日までとして1人あたりの受診期間を長くし、区民に受診しやすくしました。しかし、受診率、利用率は平成21年度と比較していずれも下がりました。

健診受診率が下がった原因としては、受診期間終了月などに申し込みが集中してしまい、受診医療機関の予約が取れず受診できなかった人が多く出たことが一番大きいと考えます。「期間が長期のため受診しやすい」と好評を受けている反面、「健診に行くことを忘れてしまう」などの理由で、期間終了間際の予約が集中した状況になったと思われます。受診期間の早期に受診してもらうよう啓発することが課題と考えます。

また、未受診者への個別受診勧奨が、健診終了約2か月前の12月に1回のみの実施であったことも受診率低下の原因と考えられ、受診率の向上のためには時期や回数を見直す必要があると考えます。

保健指導利用率が低かったのは、健診実施から保健指導決定の通知まで3か月要してしまい、利用意識が薄れたことなどが要因と思われます。早期に利用できるような体制をとることが課題と考えます。

コストについては、平成22年度の1単位あたりのコストは、3事業とも平成21年度と比較して低くなりました。成人健診、国保健診の人件費は若干増となりましたが、問診票作成費用、受診券発送費等の事業費削減がコストの減少に寄与したと考えられます。

健診、保健指導ともに現状では受診率、利用率は低いですが、区民の生活習慣病の未然予防による健康増進を図るためにも、今後充実していくべき事業と考えます。

健診については、受診率向上をめざし、早期に受診してもらうよう、未受診者に対し年2回以上のはがき送付による個別受診勧奨等を行います。

また、保健指導については、健診を受けてから保健指導決定の通知までの期間を短縮し、対象者については積極的に利用勧奨を行います。

## <各種健診・がん検診（がん検診）>の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	一次検診の受診者1人あたり ( 15,184人 )			
	1単位あたりのコスト内訳	事業費等 A	人件費(按分) B	総コスト C = A + B	
	22年度	6,762円 [92.0%]	590円 [8.0%]	7,352円	[100.0%]
	【22年度】 総対 負担内訳	区負担	国都等負担	利用者負担	
		97.1%	2.9%	0.0%	
	参考	1単位あたりのコスト内訳	事業費等	人件費(按分)	総コスト
21年度	6,489円 [92.5%]	523円 [7.5%]	7,012円	[100.0%]	
平成21年度のコストは、事業統合により再計算しています。					

目標と実績	指標	単位	目標値	実績値	充足率
	がん検診受診率(5つのがん検診平均受診率)	%	20	21.4	107.0%
	がん検診精密検査受診率(5つのがん検診平均受診率)	%	80	68.4 (H21年度実績)	85.5%

事務事業の評価	<p>がん検診の受診率は、全検診の合計では目標値に達しました。</p> <p>しかし個別の検診をみると、20%を超えたのは2つの検診にとどまっています。また対前年度比でみると、子宮がん検診と乳がん検診以外は受診率が下がりました。</p> <p>受診率が下がった原因は成人健診と同様に、期間終了間際に受診希望者が集中し、予約が取れなかったことが考えられます。</p> <p>また、特定健診や特定保健指導のように、がん検診は個別勧奨を実施しなかったことも受診率低下の原因と考えられます。がん検診の重要性がまだまだ区民に浸透していないと思われ、今後、普及啓発面からの対策も必要と考えます。</p> <p>がん精密検査については、受診確認の調査に時間がかかるため、1年遅れの数値となっています。実績値に達しなかったのは、精密検査の重要性が区民に浸透していないほか、精密検査まで実施できる医療機関がまだ少ないということなども原因と考えます。</p> <p>受診者1人あたりのコストは事業費等、人件費ともに平成21年度と比較して高くなりました。事業費等の減少以上に受診者数の減少が大きかったことが原因と考えられます。特に肺がん検診の受診者数は平成21年度と比べ3割以上減少しました。</p>
方今後の性の	<p>検診の受診率向上のために、早めの受診を促す個別勧奨の実施などやがん検診の重要性の更なるPRなどを検討します。</p> <p>また、精密検査の受診率向上については、受診有無の把握方法の検討や、医療機関を通じた勧奨をより徹底します。</p>

## ＜各種健診・がん検診＞の区民参加会議における区民意見

子宮がん検診について、クーポンだと10%くらい受診率が増えているが、例えば、無料にすることで受診率が10%上がるということのメリットを考えたときに、健診の自己負担額が約1割もない現状を踏まえれば、これを無料にしてしまうということも考えられる。もし、単純に無料化にして受診率が10%上がるなら、その費用対効果を出して、例えば、がんの早期発見により国保負担も減ったなどとなるのであれば検討の価値がある。がん検診の場合は、がんがあるかないかで当然受診するとは思いますが、メタボ健診の場合、ただ測っただけであまり意味がないので、受診を促す工夫ができれば良い。

私のところにも健診の案内が区から届いて、こういうのがあるということを知り、利用させてもらってとてもよかったと思う。ただ、職場でも人間ドックの申し込み等があるが、職場の案内と比べると遅くもう少し早いと助かる。また、受診期間が長いのは良いが、途中でもう一回くらいホームページや広報等で案内があると助かる。

肺がん検診のポスター等を喫煙所に張るなどすれば、受診率が上がるのではないかと。また、千代田区では、路上で喫煙してはいけないことになっているが、実は公園等で吸っている人がすごく多くて、やはり検診を受けるだけではなく、そもそもがんにならないようにする工夫も、もう少し推進して欲しい。

また、子どもが遊ぶ公園で、たばこを吸っている大人がすごく多く、子どもたちの受動喫煙がすごく気になっている。公園を見つけたら、路上からたばこを吸いながら公園の喫煙所まで来るといった状況なので、公園にポスターを貼って、受動喫煙の害等を周知してもらえると良い。やはり受動喫煙がないよう、公園でも周り4方向を囲んだ中で喫煙させるような、そんな仕組みが必要。

## <各種健診・がん検診>の外部評価結果

### (公共的な課題設定の妥当性)

高齢社会において、区民の疾病予防や早期発見、さらには、医療費の公的負担を抑制するという観点からも、健(検)診業務は重要であり、公共性も高い。

また、こうした健(検)診を推進することは、保険者としての重要な役割であり、区が実施することについても十分な妥当性があるといえる。

### (有効性)

健(検)診には、早期発見といった目的の他にも、健康であることが確認できるという側面もあることから、有効性の判断に当たっては、健(検)診によって早期発見が行われたかどうかのみならず、区民がどのように評価しているかが重要である。

この点において、評価に先立ち区が実施した区民アンケート調査によると、認知度は90.5%、「評価できる」と回答した人の割合は76.1%と他の事業と比べて突出して高く、区民からも高い評価を得られている。

一方、成人健診等及びがん検診のいずれにおいても、本人への受診の告知や、受診期間の長期化及び個別受診勧奨といった取組みにもかかわらず、受診率が平均して低く(69頁 事業概要「実績」欄参照) 成果があがっているとは言い難い。

健(検)診の必要性を認識していない区民や、多忙などの理由で受診が困難な区民に対して、告知のみで受診を促すには限界があることから、受診率を高める上での仕組みの根本的な課題を抽出し、検討する必要がある。

その際、健(検)診が疾病予防や何らかの治療や要再検査の判断につながったケースについて、区民が実感できるよう統計的に把握し、公表することや、例えば、集団健(検)診の導入などの新たな取組みによる受診率への影響など、他自治体の事例も検証する必要があると考えられる。

### (効率性)

健(検)診の実施方法や区民の費用負担等については、効率性を判断する材料がないが、区が期待するほど受診率が上がっていない点を捉えると低いと言わざるを得ない。

ただし、区民の疾病予防や早期発見は公共的意義の高いテーマであり、健(検)診受診率向上のための個別受診勧奨などの実施方法は、必ずしもコスト削減のみにとられることなく、より大きな効果を生み出す方法の構築など、より効果的に行うことを検討すべきである。

また、費用負担についても、区民の自己負担額を増やし、行政のコスト低減を図ろうとすれば、さらなる受診率の低下を招く可能性もあり、現行の自己負担額の水準維持はやむを得ないと考えられる。



### **（内部評価の妥当性）**

受診率は重要な指標であるが、現行の目標値は、区民の健康維持を果たす上での明確な設定根拠があるわけではなく、現状では実態と乖離しており、高すぎるように思われる。

また、結果的には「受診率の向上」が目的となるが、未受診理由をアンケート調査し、確実に受診率を高めていくための「仕組みづくり」がより重要となるはずである。

しかし、区の評価を見ると、「受診期間を長くした」等と記述されているのみで、その結果どのような効果があり、また、課題が浮かび上がってきたのかといった仕組みづくりへの検証が行われていない。

### **（今後の方向性）**

今後は、受診率向上のため、医療機関や事業者、地元団体やNPO、区役所内他部署など横の連携を一層強化することが重要である。

また、健（検）診は、基本的には区の指定医療機関においてのみ受診可能であるが、国保加入の多くを占める自営業者の受診率を効果的に高めていくためには、健（検）診に時間を要する指定医療機関（巻末資料203頁 資料6参照）だけでなく、地区・地域ごとに日程を分け、健（検）診車両による巡回集団健（検）診を行うというような、新たな健（検）診機会の提供等も検討する必要があると考えられる。

指標についてはすでに述べたとおり、受診率の目標値が現状では高すぎるように思われる。達成に向けた手法を具体的に検討できる現実的な目標値に変更することが望ましい。

さらに、例えば、健（検）診による早期発見率を把握することに加え、現状の千代田区の国民健康保険の総医療費や、被保険者一人当たりの医療費を把握し、他区の医療費と比較して高いのか低いのか、受診率の向上が総医療費の抑制につながっているのか（相関があるのか）等を検証し、成果指標に設定することも検討すべきである。

## 5.3.6 次世代育成住宅助成

### <次世代育成住宅助成>の概要

#### 【事業内容】

区内に5年以上居住する親世帯と近居するために住み替えを行う新婚世帯・子育て世帯や、子どもの誕生や成長等に伴い区内転居する子育て世帯に対して、家賃や住宅ローンの一部を助成する。

【担当課】 まちづくり推進部まちづくり総務課

【目的】 (1)区内への転入促進による人口構成バランスの改善や、若年ファミリー世帯の区外への転出防止、地域コミュニティの活性化  
(2)介護や子育て等における世代間共助のライフスタイルへの支援  
(3)より広い住宅への円滑な転居による子育て環境の向上

【根拠】 次世代育成住宅助成事業要綱

【事業開始年度】 平成19年度

【補助対象】 子育てファミリー世帯等親元近居助成(平成14年度から)の後継事業  
区内に5年以上住んでいる親世帯との近居を目的に転居する新婚世帯・子育て世帯

区内に1年以上居住し、子どもの誕生・成長に伴いより広い住宅に住むために区内転居する子育て世帯

いずれも住み替え後の住戸専用面積、世帯所得ほか要件あり

【実施方法】 補助金(直接実施)

親元近居助成は{(世帯人数+2)×月額1万円}を助成

区内転居助成は{世帯人数×月額1万円}を助成

いずれも1年目の助成額の1割に当たる額を2年目以降の助成額から毎年差し引きながら助成する。助成額は最大月額8万円、助成期間は最長8年間である。

【予算】 平成22年度当初予算額 97,595千円

【決算】 平成22年度決算額 55,748千円(予算執行率57.12%)

#### 【実績】

##### 新規利用世帯数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
親元近居助成	19	38	32	31
区内転居助成	17	9	21	29
新規利用世帯数累計	36	47	53	60

## 次世代育成住宅助成の世帯人数別申請数・割合

H23.10月末現在

世帯人数	親元近居		区内転居		計	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
8	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	2	0.8%	2	0.8%	4	1.6%
5	4	1.6%	9	3.6%	13	5.2%
4	28	11.1%	43	17.1%	71	28.2%
3	56	22.2%	39	15.5%	95	37.7%
2	60	23.8%	9	3.6%	69	27.4%
計	150	59.5%	102	40.5%	252	100.0%
合計			252			

	親元近居	区内転居	全体
平均世帯人数	2.88	3.57	3.16
平均助成額(8年間)	304.5万円	222.7万円	271.4万円

## <次世代育成住宅助成>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	28.1%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	3.8%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	16.4%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	51.7%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	16.8%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
1.6	1

## <次世代育成支援住宅助成>の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	助成1世帯あたり ( 176世帯 )					
	1単位あたりのコスト内訳	事業費等 A		人件費(按分) B		総コスト C = A + B	
	22年度	316,748円	{90.5%}	33,085円	{9.5%}	349,833円	{100.0%}
	【22年度】 総コストに 対する負担内訳	区負担		国都等負担		利用者負担	
		100.0%		0.0%		0.0%	
	参考 1単位あたりの コスト内訳	事業費等		人件費(按分)		総コスト	
21年度	338,183円	{89.5%}	39,618円	{10.5%}	377,801円	{100.0%}	

目成果(実績)	指標	単位	目標値	実績値	充足率
	親元近居 新規助成世帯数	世帯	50	31	62.0%
	区内転居 新規助成世帯数	世帯	50	29	58.0%

事務事業の評価	<p>両助成枠とも目標値の6割程度でしたが、新規助成世帯数は年々増加しており、平成22年度は60世帯となりました。その内訳をみると、親元近居助成世帯数が過半数を占めているものの、区内転居助成世帯数が前年度に比して大きく伸びています。また、広報やホームページを通じた積極的な周知活動によってテレビ番組や雑誌に本事業が取り上げられ、区民の間で制度への理解が進んでいます。区が取り組んでいる若年ファミリー世帯への支援制度の一環として、本事業も一定の成果を上げています。</p> <p>各対象世帯への助成額が年々逡減する仕組みになっているため、1世帯あたりの事業費では平成21年度と比べてコスト減となっています。</p> <p>区における若年ファミリー世帯の居住促進や定住性向上につながっており、世帯構成バランスの改善に資する事業となっています。また、住宅助成があることを理由に親元近居というライフスタイルを選択したとの声もあり、本事業は親世帯と子世帯が互いに助け合う近居生活を始めるきっかけにもなっています。さらに、より広い住宅に転居する子育て世帯への助成を通じて、子育て環境の向上にも寄与しています。</p>
方今後性の	<p>新規助成世帯数は年々増加しており、若年ファミリー世帯に対する住宅助成事業のニーズが高まっています。そのニーズに応えるとともに、若年ファミリー世帯の定住や区内の世帯構成バランスの改善をより一層進めていくために、制度の改善・改正等の検討を行います。</p>

## **<次世代育成住宅助成>の区民参加会議における区民意見**

地元に住んでいる親世代の方が、子世代を迎え入れるという制度と逆の、例えば、子どもが5年、10年千代田区に住んでいて、親を実家から千代田区の方に呼ぶという制度があっても良いのではないか。

事業費が少なくても、それに従事する職員の人件費が大きければ、事業の捉え方が違ってくるが、この事業のように低い実績でも継続していく必要があるのか。執行率自体が低く、無理に高める必要はないが、予算を削ろうという検討があっても良いのではないか。4年経って、さらに予算が倍増された中で、今後検証していくというような状況だと、どんどん行政コストが上がっていき、なかなか縮小や廃止が難しいと思うが、どのような状況であれば継続し、廃止するのかという千代田区のビジョンがまず明確になっている必要がある。

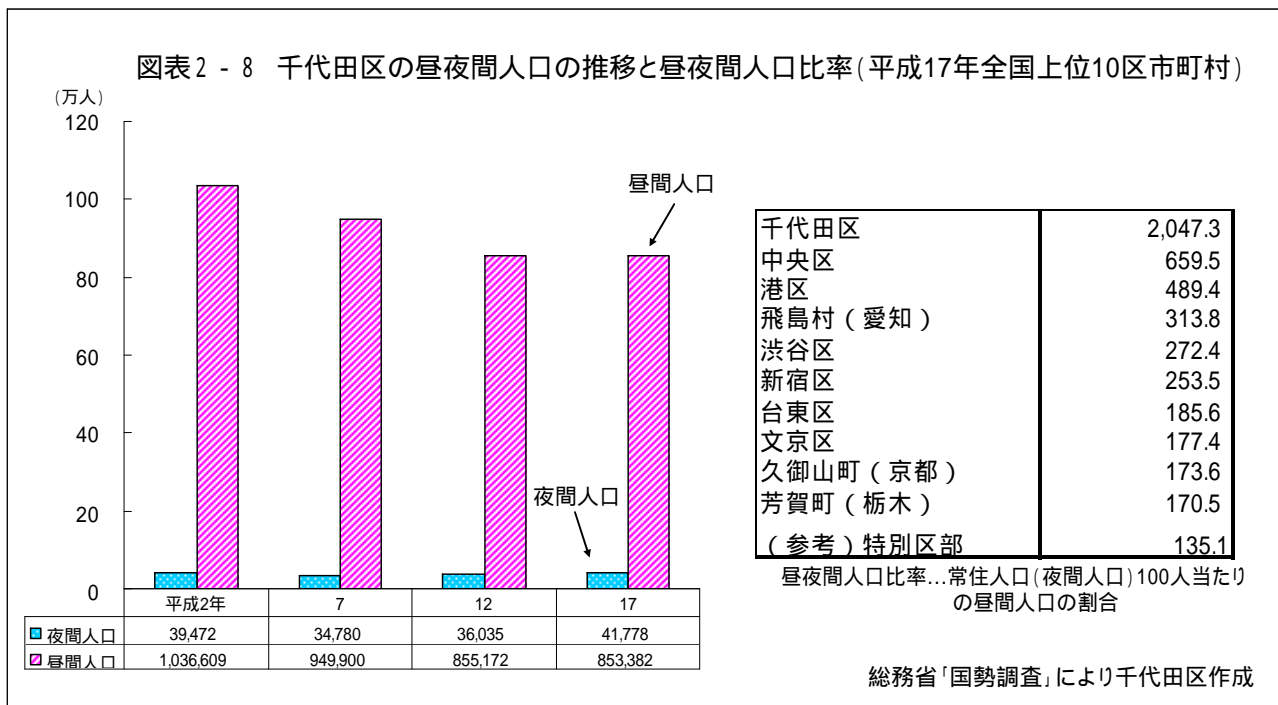
共働きで子どもがいない夫婦でも、親が遠くに住んでいて親を呼び寄せたいというようなニーズもある。できれば、そういう人も救って欲しい。区の将来像として、どのような住民構成が望ましいと考えているのか、もう少し大きな枠で考えてもらいたい。

事業の対象を明確にしていれば、広く広告などをしなくても効率的に情報へのアクセスというものはできると思う。千代田区の場合、近隣の不動産屋や仲介業者等に周知すれば良いのではないか。

## <次世代育成住宅助成>の外部評価結果

### (公共的な課題設定の妥当性)

「若年ファミリー世帯の区外への転出防止及び転入促進により、人口バランスの改善を図る」という事業目的は、昼夜間人口差が著しく(図表2-8参照)また、家賃相場が高いなどの理由で、世代間同居が可能な住宅の取得が容易ではないという都心区の特長事情に鑑みれば、公共的な課題設定としての妥当性が認められる。



しかし、本事業の助成対象は、経済的理由等による住宅困窮者とは異なり、必ずしも住宅需要が切迫している世帯層とはいえないため、行政(公共)の対応をどれだけ区民が必要とし、また、成果を得られるものであるかという点については再検討が必要である。

また、千代田区内の家族類型別の世帯構成(巻末資料211頁 資料3参照)を見ると、全20,430世帯の構成のうち、「若年・中年」「高齢者」の単身世帯が11,720世帯(57%)と6割近い一方、本事業の対象である若年ファミリー世帯が2,480世帯(12%程度)にとどまっており、本事業は、「一部区民のみを対象とした事業」と見ることができる。

なお、今回の評価に先立ち区が実施した区民アンケート調査によると、本事業の認知度は28.1%と10事業中3番目に低く、「評価する」と回答した割合は10事業中最低の16.4%にとどまっている。

こうした状況を踏まえ、「若年ファミリー層の増加による人口バランスの改善」という事

業目的を一層明確にした上で、区民ニーズを的確に捉えた行政サービスを提供するという観点から対象や手法をあらためて検討し、住民に周知し、合意を得るという取組みが重要となる。

### （有効性）

千代田区の世帯の57%は単身世帯（(再掲)巻末資料211頁 資料3参照）であり、「ファミリー層が定住すること」自体の効果を多くの区民が実感しづらいため、本事業の有効性を判断しにくい状況があると思われる。

事業実績を見ても、事業開始後4年間の利用累計は196世帯であり（76頁「実績」欄参照）全世帯が定住したと仮定しても、人口バランス改善への寄与は限定的と考えられる。

また、「対象世帯が助成終了後も継続して区内に居住しているか」は、この事業の有効性を測る有効な指標の一つと考えられるが、区の調査（巻末資料212頁 資料4参照）によると、6～7割程度の継続居住率にとどまっており、有効性が高いとはいえない。さらに、助成終了世帯の約2～3割を占める「自発的な区外転出」の理由が「住宅購入等」のみで不明である。こうしたことから本事業についての有効性の判断は難しい。

### （効率性）

本事業は、これまでの4年間累計で1億3千万円（巻末資料209頁 資料1「過去5年間の事業費及び予算執行率」欄参照）助成期間（8年）中の総額で各世帯おおむね200万円～300万円程度（77頁「実績」欄参照。なお、助成対象世帯の人数により、この枠を上下することがある。）の補助を行っていることになるが、対象世帯が区内転居後に納付する住民税額や、地域経済・コミュニティへの貢献など、本事業が期待する効果とのバランスを考慮すると、少なくとも助成期間終了後も数十年は区内在住を継続してもらう必要がある。

一方、区の調査によると、助成終了後の全世帯のうち、何らかの公的支援なしに（助成期間満了後も同じ住宅に継続居住、区内の実家や区内の助成対象外の住宅へ転居により）区内居住を継続している世帯は3～4割にすぎず（(再掲)巻末資料212頁 資料4参照）費用対効果は高いとはいえない。

また、事業効果を発揮する以前の問題として、本事業の認知度が低い（約28.1%）ことも課題であり、費用対効果を改善するためにも、事業の目的や制度の周知を図るとともに、その周知方法も工夫する必要がある。



### **（内部評価の妥当性）**

本事業では、目標値として助成世帯数を設定しているが、親元近居助成で50件、区内転居助成で50件というのは明らかに財源ありきの設定であり、単に新規助成世帯数を増加させることだけに重点が置かれている。

しかし、新規助成世帯数が増加しても、助成終了世帯が定住しなければ、本事業の目的を達成したとは言い難い。

このため、本事業の目的に合致した成果指標や目標値の設定が必要である。

具体的には、助成期間終了後の区内への定住状況を追跡調査し、「定住率の向上」を成果指標に加えるとともに、より中長期的な視点としては、本事業の成果が、区の人口バランスの改善にどのような影響を及ぼしたかといった検証が必要となる。

また、本事業の助成期間は8年間であるが、公営住宅等の他制度への移行なども含めて考慮すると、定住促進には一定のコストがかかり続けると考えられる。定住にコストをかけ続けるのであれば、世代間共助や地域コミュニティの活性化など定住による効果を成果指標とし、有効性や効率性を判断することも必要と考えられる。

なお、この場合、目的を同じくする他の事業（図表2 - 9参照）と成果を比較検証することが重要である。

図表 2 - 9 千代田区の住宅施策目標と対応する事業

千代田区の住宅施策の目標【千代田区第二次住宅基本計画】	
1 多様な住宅の供給を促進する	
公共による住宅建設・住宅管理	区営東松下町住宅(建設) 区立住宅(既存1棟)・区営住宅(既存11棟)・区民住宅(既存3棟)・区営高齢者住宅(既存4棟)
民間による公共住宅の供給	借上型区民住宅
民間誘導による良好な住宅の供給	住宅付置制度 都心共同住宅供給事業・建築物共同化住宅整備促進事業(ミニ優良)の推進 高齢者向け優良賃貸住宅の供給(建設費補助)
2 まちづくりとあわせて住宅供給を誘導する	
市街地再開発事業による住宅供給	淡路町二丁目西部市街地再開発事業
大規模開発にともなう住宅供給【再掲】	住宅付置制度
地区計画制度による住宅誘導	千代田区型地区計画
3 高齢者や障害者、子育て世帯などが安心してくらせる住宅を選択できるようにする	
子育て世帯支援	次世代育成住宅助成
高齢者支援	高齢者向け優良賃貸住宅の供給(家賃補助)
高齢者・障害者支援	高齢者等安心居住家賃助成
高齢者・障害者・ひとり親世帯支援	居住安定支援家賃助成
4 マンション等を良質な住宅ストックにする	
災害時の住宅の安全性の向上や区民の生命・財産を守る	マンション等の耐震促進事業 マンションの安全・安心居住助成

**(今後の方向性)**

本事業の実績を見ると、親元近居助成、区内転居助成ともに、年間50件の新規助成枠を実績が大きく下回っている(巻末資料208頁 施策の成果「事業概要」「事業実績」欄参照)。この点、周知方法の工夫のみならず、そもそもの助成対象や条件についての区民ニーズの把

握・検証が必要である。

また、本事業の目的の一つである「世代間共助」や「地域コミュニティの活性化」を成果として担保するため、「世代間共助」や「コミュニティへの参加」を助成要件にすることなども検討すべきである。

助成要件の検討に当たっては、家賃助成という本事業による直接的な補助が、勤務先からの住宅補助などとの併用を制限していないことから、必ずしも区内への定住促進そのものに寄与せず、対象世帯の資産形成に充てられてしまう可能性を含んでいるという側面や、同じ区内在住に対する希望でも、子育てのためにより広い住宅を求めて区内転居を希望する子育て世帯よりも、介護等の必要性から親元に近居を希望する新婚・子育て世帯の方がより切実であり、こうしたケースを同一に扱うのは難しいという点にも留意する必要がある。

なお、本事業の財源には開発協力金を充当しており（図表2 - 11参照）、区民の直接的な負担はないものの、助成対象となる世帯が限定的であることから、本事業の対象となる新婚・子育て世代と、それ以外の世代の区民との公平性については検証が必要である。

開発協力金は、千代田区開発協力金制度要綱に基づき住宅施策に関する事業に充当されており、開発協力金を用いた事業間での充当額の配分については、毎年度の予算編成の中で区の財政状況や国・都からの補助金等をもとに決定しているとのことである（図表2 - 10参照）。

図表2 - 10 開発協力金の配分方法

借上型区民住宅の管理運営	決算額のうち、国・都補助金を除く部分の全額を充当
次世代育成住宅助成	決算額全額に開発協力金を充当
子育てファミリー世帯等親元近居助成	決算額全額に開発協力金を充当
建築物共同化住宅整備促進事業助成	決算額のうち、国・都補助金を除く部分の全額を充当
マンション等の耐震促進事業	決算額のうち、国・都補助金を除く部分の全額を充当

そこで、まず開発協力金をこういった優先順位でどの事業に配分するのか、助成方法は適切かなどをあらためて検討する必要がある（図表2 - 11参照）。

図表 2 - 11 開発協力金の配分事業とその配分（額・率）

平成 22 年度

事業名	決算額（円）	開発協力金充当額（円）	決算額に対する開発協力金の割合	開発協力金の配分	備考
借上型区民住宅の管理運営	199,291,000	119,999,000	60.2%	60.0%	開発協力金充当額は国・都補助金を除いた残りの金額分
次世代育成住宅助成	55,748,000	55,748,000	100.0%	27.9%	
子育てファミリー世帯等親元近居助成	20,155,000	20,155,000	100.0%	10.1%	
建築物共同化住宅整備促進事業助成	8,100,000	3,500,000	43.2%	1.7%	開発協力金充当額は国・都補助金を除いた残りの金額分
マンション等の耐震促進事業	47,511,000	613,000	1.3%	0.3%	開発協力金充当額は国・都補助金を除いた残りの金額分
合計	330,805,000	200,015,000	60.5%	100.0%	

さらに今後は、対象が限定される直接的な家賃助成にとらわれず、幅広く若年ファミリー世帯が区内に住み続けられるよう、税負担の軽減など、定住へのインセンティブを高めるための支援の対象や方法の見直しを検討することも必要である。

現行の家賃助成の手法を継続するにせよ、これにとらわれず定住促進の環境整備などの支援に移行するにせよ、例えば、現行の家賃補助額を増減又は廃止した場合等の若年ファミリー層の人口増減への影響などを検証し、より事業効果の高い条件設定を行う必要がある。

## 5.3.7 帰宅困難者防災訓練

### <帰宅困難者防災訓練>の概要

#### 【事業内容】

首都直下地震が発生した場合に、区内では約 57 万人の帰宅困難者が発生することが予想されている。主要なターミナルを中心とした 4 つの「帰宅困難者地域協力会」を設立し、年に 1 回、帰宅困難者避難訓練を実施している。

【担当課】 環境安全部防災課

【目的】 災害時に事業所と行政、地域が一体となった適切な避難誘導や正確な情報提供を行うために、地域及び地域の事業所との連携・協力による昼間区民への災害時連絡体制の確立と区民や事業所等の防災意識の高揚を図るとともに、災害時の備えに対する検証、確認を行う。

【根拠】 千代田区災害対策基本条例

【事業開始年度】 平成 15 年度

【対象】 町会、事業所、防災機関等及び昼間区民を含む千代田区民

【実施方法】 秋葉原をメイン会場とし、丸の内・飯田橋・四ツ谷の計 4 会場において駅周辺混乱防止訓練、長距離徒歩帰宅訓練、帰宅困難者支援場所開設訓練など、多数の帰宅困難者の発生を想定した訓練を実施

【予算】 平成 22 年度当初予算額 10,243 千円

【決算】 平成 22 年度決算額 6,172 千円（予算執行率 60.3%）

#### 【実績】

年度	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
訓練箇所	2	3	3	4	4
参加者数	1,907 人	1,640 人	2,082 人	3,992 人	4,200 人
参加団体数	41	54	57	59	63

## <帰宅困難者防災訓練>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	36.6%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	3.6%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	28.2%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	49.8%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	1.5%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
5.3	1

## < 帰宅困難者防災訓練 > の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	参加者 1 人あたり ( 4,200人 )				
	1 単 位 あ た り の コ ス ト 内 訳	事 業 費 等 A		人 件 費 ( 按 分 ) B		総 コ ス ト C = A + B
	22 年 度	1,469円	[43.3%]	1,920円	[56.7%]	3,389円 [100.0%]
	【22年度】 総コストに 対する内訳	区 負 担		国 都 等 負 担		利 用 者 負 担
		100.0%		0.0%		0.0%
	参考 1単位あたりの コスト内訳	事 業 費 等		人 件 費 ( 按 分 )		総 コ ス ト
21 年 度	2,559円	[55.6%]	2,046円	[44.4%]	4,605円 [100.0%]	

目 標 成 果 (事業の 実績と 実績)	指 標	単 位	目 標 値	実 績 値	充 足 率
	訓練参加者数	人	3,500	4,200	120.0%
	訓練参加団体数	団体	60	63	105.0%
	訓練実施回数	回	1	1	100.0%
	訓練場所	か所	4	4	100.0%

事務 事業の 評価	<p>区内の事業所等の防災意識が高まっているため、毎年、帰宅困難者防災訓練の参加団体数及び参加者数は共に増加しています。具体的には、前年度に比べ参加団体が59団体から63団体に、訓練参加者は3,992人から4,200人と増加しました。</p> <p>コスト面に関しては、前年度に比べ訓練参加者が増加したことや、会場設営経費の減等により前年度より経費が約4割削減したため、1人あたりのコストが低くなりました。</p> <p>帰宅困難者防災訓練については、平成15年度から毎年実施しており、年々区内の事業所等の防災意識が向上しています。平成22年度の訓練では、新たに外国人留学生や小学生が訓練に参加しました。外国人留学生にとっては、地震に対する防災訓練は一般的でなく、また、小学生にとっても通常実施している防災訓練とは異なる帰宅困難者への対応訓練の参加は初めてのことであり、新たな類型の帰宅困難者に対して防災意識の啓発ができました。</p>
方 今 向 後 性 の	<p>帰宅困難者対策に対する普及啓発を主として訓練を実施してきたところですが、3月11日の東日本大震災により発生した帰宅困難者の状況を踏まえ、防災対策の抜本的な見直しが求められています。</p> <p>区及び地域協力会等がより一層連携し、帰宅困難者への支援活動を充実させていくための具体的な方策として、実践的な活動態勢や資機材の整備などを検討します。</p>

## <帰宅困難者防災訓練>の区民参加会議における区民意見

帰宅困難者にも種類がある。区民、事業所に勤めている帰宅困難者、観光客や買い物客など一時的に遊びに来た帰宅困難者など、同じ帰宅困難でも、何種類かあるということも考えなければいけない。

訓練の効果があつたかどうかというのは、訓練時に行った参加者のアンケートから把握することになると思うが、随分とアンケートの回収率が悪い。参加者は大半が会社員なのに、回答は留学生が多く、このアンケート結果が果たして、本当に全体の意見をくみ取れているのかどうかというのが怪しい。

この訓練は、帰宅のできるような状況を想定した訓練だと思うが、今回の地震みたいに、津波が来たり東京全体で火災が起きるとか、そういった想定の下に訓練をして、その情報伝達がどうなるかというのを想定した訓練ではないのではないか。建物にとどまってくださいといっても、実際火災が起きて、建物から人があふれたらどうしたらいいのか、どこに逃げればいいのかといった本当に最悪の想定が現実になったときに、区民や、在勤者にどうしたらいいのかというのを伝えておくのが一番重要なのでは。そういう本当に最悪ケースを想定した訓練や情報提供というのはできないものか。

今回の震災を教訓に、やはり無駄のないお金の使い方というのを一番考えて、訓練としてより成果があがるころにお金を使って欲しい。写真やパネル等の展示で知らせることもいいのかもしれないが、そういうことよりも、本当に実践的なところにお金を使って欲しい。展示等はどのくらいの人が見て、どのくらい学べたのかなと、ちょっと疑問を持っていた。



## < 帰宅困難者防災訓練 > の外部評価結果

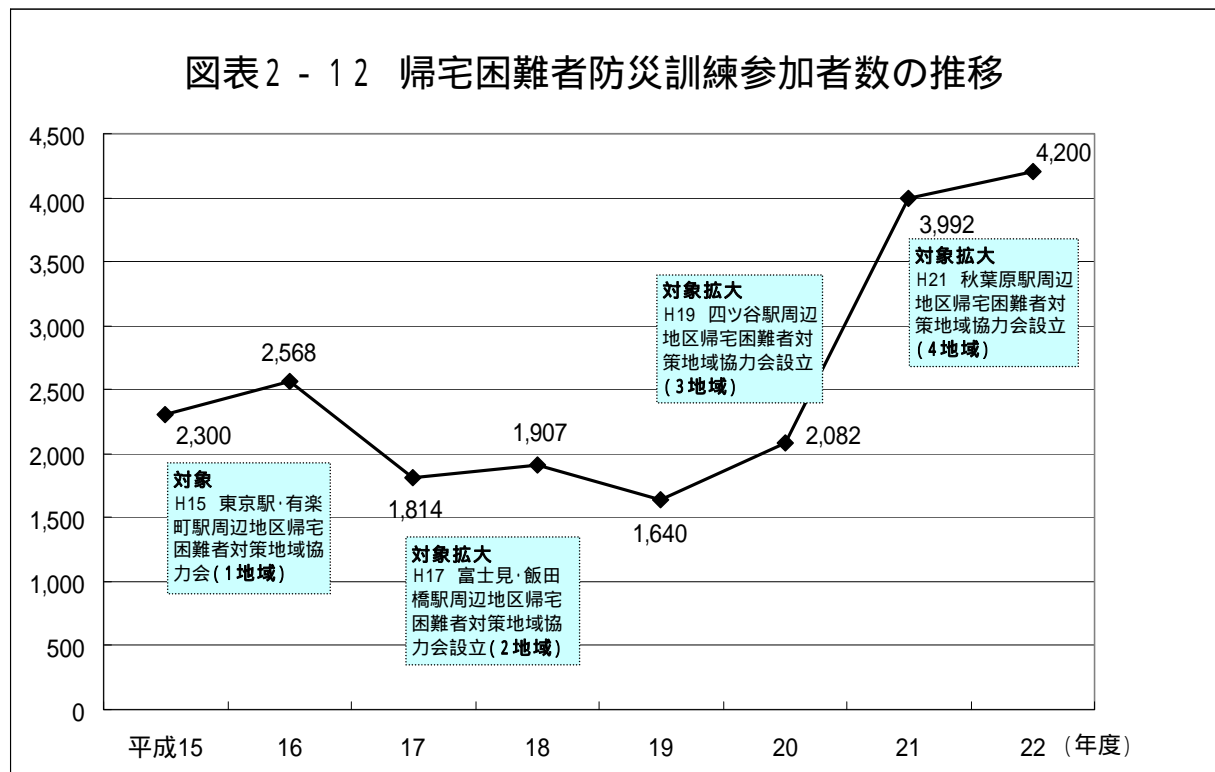
### ( 公共的な課題設定の妥当性 )

災害時における昼間区民への支援体制の確保は、昼間人口が多く、大規模事業所や商業施設を多く抱える(48頁 図表2 - 3 参照、81頁 図表2 - 8) 中で、そうした事業者間で日常的に連携を必要とするような機会が少ないと思われる千代田区の地域特性を踏まえると、公共の課題設定として妥当である。

また、こうした地域特性を踏まえると、本事業の効果的な実施のためには、民間事業者等との連携が不可欠である。

### ( 有効性 )

本事業への参加者数を見ると、平成20年度2,082人、平成21年度3,992人、そして平成22年度は4,200人と経年で増加している点(図表2 - 12参照) また、企業だけではなく外国人、児童など対象者を拡充している点は有効である。



一方で、3月11日に発生した東日本大震災の体験から、人々の防災意識は高まりつつあり、年に一度の防災訓練をさらに有効に機能するよう検討する必要がある。

また、実施手法についても、震災時に訓練の成果を有効に活かすため、具体的な場面設定に基づく実践的な訓練とする必要がある。

その意味で、3月11日の大震災の際、この訓練の成果に基づく何がしかが実践されたか否かが重要であるが、区の説明を聞く限りでは、この点についての具体的な検証が十分に行われているとは言い難い。

ところで、本事業は、地域協力会を通じての事業であることから、地域協力会の活動やその活動を通じて事業所間のつながりが形成されることは、本事業の中間的な効果の一つと考えられる（地域協力会：巻末資料217頁 資料2 参照）。

その意味で、有効性を評価するためには、地域協力会や所属する団体の意識や活動状況に関する情報の把握・分析が重要である。

なお、夜間区民への周知や連携、隣接区との連携や情報収集なども、最終的な効果には関連して来るため、夜間区民の認知度も重要であると考えるが、区が実施したアンケート調査結果によると、認知度は36.6%（10事業中4番目に低い。）にとどまり、その意味での有効性は高いとはいえない。

### （効率性）

訓練が効率的に行われたかどうかという評価は難しく、仮に効率性が低くても、訓練は繰り返し行われる必要がある。

しかし、本事業については、訓練当日の運営を中心に約1,000万円（平成22年度は落札価格下落により約600万円）の経費を投じているが、帰宅困難者として区が想定する人数（約57万人）のごく一部（約4千人）しか参加しておらず、訓練が実践的に行われているとは言い難い。

その意味で、全区一斉に大規模で行うことにこだわらず、地区ごとの特性や実情に配慮した開催とすることなどにより、地区の訓練参加者（企業）を増やし、その地区の特性に応じたきめ細かな想定に基づく実践的な訓練を行う方が、費用対効果が高まると考えられる。

ところで、平成22年度は、訓練及び設営の委託料の減少により、全体のコストが下がっている。

区によると、委託内容は不変とのことであるが、落札額（コスト）が下がった要因を分析し、次年度の入札に活かすことにより、費用対効果の向上につなげることが必要と考えられる。

### （内部評価の妥当性）

現在の「参加者数」、「団体数」、「訓練回数」等の指標は、アウトプット指標（128頁 用語解説参照）であり、有事における適切な避難誘導などの最終成果を測る指標としてはふさ

わしくない。

一方で、避難訓練のような予防的事業においては、最終成果の把握が困難であることも事実である。

このため、在勤者や学生、旅行者など、帰宅困難者になり得る昼間区民の規模や、ニーズを十分に踏まえた指標設定を行い、さらに、合理的な根拠を示した上で、目標値を設定して成果を評価する必要がある。

また、3月11日の大震災を通じて明らかになった本事業の課題についても、十分に検証して、事業の見直しに反映する必要がある。

ところで、訓練への参加による防災意識の啓発は重要ではあるが、イベント形式による意識啓発では、その効果に限界がある。

今後は、個々の地域協力会の活動や連携を活性化するための方策を検討することが望ましい。

### **（今後の方向性）**

震災時は、想定を超える事象が発生する可能性が高いので、実際の災害においては、むしろ、民間レベルでの臨機応変な対応が求められると考えられる。

その意味で、日常的に、企業等にそれぞれの状況に応じた対策を求めていくような地道な取組みと合わせ、その実践確認の場として本事業を位置づけていくような工夫が必要である。

また、区民向けの災害訓練と帰宅困難者の訓練は、同一の災害時に活かされるべきものであるため、地区ごとの特性や実情に配慮したかたちで同時に開催することも検討すべきである。

なお、区は、外国人留学生の参加を意識啓発の面から評価しているが、むしろ、言語が異なる人々への対応等、運営側の認識を新たにする機会と捉えて訓練方法の改善を図るべきである。

そうした点で見れば、大規模商業施設の協力などを得て、旅行者など来街の帰宅困難者を含めた訓練の必要性も生じてくる。

一方で、帰宅困難者対策については、帰宅途中の余震による被害を避けるため、「職場や学校にとどまるなど無理して帰らない」という方法も考えられる。区としてこうした方法を重視するのであれば、別の効果的な対策も検討する必要がある。

## 5.3.8 マンション防災対策

### <マンション防災対策>の概要

#### 【事業内容】

マンションにおける防災対策として、備蓄費用の助成のほか、エレベーター閉じ込め時に役立つエレベーターキャビネットの配付・誰もがいつでも使用できることを条件としてAED（自動体外式除細動器）の無償貸与を実施している。

また、防災訓練や講習会への積極的な参加を促すなどにより、マンションの自主的な防災対策を推進する。

【担当課】 環境安全部防災課

【目的】 マンションにおける防災力の向上と、マンション居住者と地域との連携強化を図るため、エレベーターの閉じ込めたい佐久や防災訓練への参加を促すなど、各マンションへの自主的な防災対策を推進する。

【根拠】 千代田区災害対策基本条例  
マンションAED設置要綱  
エレベーター内非常用備蓄キャビネット配付要綱

【事業開始年度】 平成19年度

【対象】 居住者の半数以上が住民登録を有し、町会長の推薦のある区内の分譲マンション管理組合等

【実施方法】 対象となる分譲マンション管理組合等からの申請に基づき、備蓄キャビネットの配付、AED（自動体外式除細動器）の無償貸付のほか、災害時に必要となる物資の備蓄及び機材を確保するための補助金（対象経費の1/2）を交付する。

マンションの防災対策に係る助成や貸与などの内容  
種類

エレベーター内非常用備蓄キャビネット：1団体1台

AED（自動体外式除細動器）：貸与期間3年間（延長可：1団体1台）

備蓄物資助成：対象経費の1/2（限度額10万円：1団体1回）

マンション棟別避難訓練の実施

条件

マンションの管理規約が整備されていること。

マンションが町会に加入し、町会からの推薦があること。

全戸数の半数以上が住宅として使用していること。

居住者のうち、3名以上が普通救命講習を受講していること。

は、自動体外式除細動器(AED)の貸与申請の時のみ必要な書類

**【予算】** 平成 22 年度当初予算 7,218 千円  
**【決算】** 平成 22 年度決算 2,045 千円 ( 予算執行率 28.33% )  
**【実績】**

配付・貸与の台数及び助成件数

内 容	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
非常用備蓄キャビネット	51 台	15 台	4 台
A E D ( 自動体外式除細動器 )	12 台	13 台	2 台
備蓄物資補助金交付件数		6 件	3 件

## <マンション防災対策>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	19.8%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	9.5%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	20.4%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	50.8%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	4.4%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
6.7	1

## <マンション防災対策>の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	マンション1棟あたり ( 9棟 )					
	1単位あたりのコスト内訳	事業費等 A		人件費(按分) B		総コスト C = A + B	
	22年度	227,197円	[24.6%]	696,756円	[75.4%]	923,953円	[100.0%]
	【22年度】 総対 コストに 対する 負担内訳	区負担		国都等負担		利用者負担	
		100.0%		0.0%		0.0%	
	参考 1単位あたりの コスト内訳	事業費等		人件費(按分)		総コスト	
21年度	89,820円	[32.5%]	186,863円	[67.5%]	276,683円	[100.0%]	

成果(事業の 目標と実績)	指標	単位	目標値	実績値	充足率
		エレベーター備蓄キャビネット配付	台	30	4
	AED貸与	台	10	2	20.0%
	備蓄物資助成	団体	20	3	15.0%

事務事業の 評価	<p>平成22年度においては、いずれの配付・助成制度も目標値を達成できませんでした。町会への加入が条件となっていること(キャビネット配付・備蓄物資助成)や、オートロックの問題で誰でも利用できるスペースが確保できないこと(AED貸与)1回しか利用できない制度であるのに希望しているマンションの多くが既に利用済みであること(備蓄物資助成)が理由としてげられます。</p> <p>上記の理由のため平成21年度の実績数を下回り、平成22年度においてはマンション1棟あたりのコストが上昇しました。</p> <p>それぞれの制度は、エレベーター内での閉じ込め対策(キャビネット設置)、マンション内での事故などへの対策(AED貸与)、災害に対するマンション全体の備え(備蓄物資助成)として有効です。マンション住民が多い区民の安全・安心のために大きな役割を果たしています。</p>
今後 方向性	<p>制度自体を知らないマンションや、地域との接点のない町会未加入マンションに対し、周知を進めていきます。また、より利用しやすい制度とするための仕組みづくりについても検討していく必要があります。</p>

## <マンション防災対策>の区民参加会議における区民意見

いろいろ制度を運用するに当たって、条件付けを付け過ぎると、もともとの目的が達成できなくなるという欠点がある。町会が推奨するとか条件を満たせば可能になると、しかし条件があろうがなかろうが、そこには人が住んでいるし、地震等の災害はそういうことを抜きにして起こる。ちょっと発想の仕方が違うのではないかという感じがする。分譲は対象で賃貸は対象外とのことだが、災害は何のために予防するのか、補助するならみんな補助をするのが公平だと思うし、しないなら全部やめれば良いのではないか。

賃貸マンションで若い人や独身の人が多いところだと、地域とのつながりがあまりなく生活していて、それは自分の責任でもあるけれど、とても情報が行き渡りにくいのではないか。今回の地震のときも、近所への声かけとか、安否の確認とか、一番基本的なこともなかなかできなかった。町内会やマンションの管理組合や自治会というようなものを、行政からもプライバシーの問題等もあると思うが、まず身の安全ということを考えて広めていくべき。

マンション防災対策として、AEDをメニューにしているが、防災との関連がピンとこない。AEDは設置されたことを周知することを貸与の条件に付けなくて良いのか。マンションの人は場所がわかって、近くに住んでいる企業の方とか、通りがかりの人等に周知しないと効果がない。

AEDの使い方の訓練、消防署等がやっているのだから、それをアピールしなければならない。設置だけではなく、アピールが必要である。



## <マンション防災対策>の外部評価結果

### (公共的な課題設定の妥当性)

本事業が助成対象とする設備や物資は、私有財産に関する自己責任の原則の観点から、基本的にはマンションの所有者や管理組合などの居住者組織により備えられるべきものであり、マンションの防災対策に対する第一義的な責任は、マンション所有者・管理者が負うべきと考えられる。

しかし、区内在住者の約8割がマンション等の共同住宅に居住する(38頁 図表2-2参照)という千代田区においては、マンションの自治組織や地域コミュニティとの関係が希薄であるという地域課題を踏まえると、マンション居住者の災害時の安全を確保するという観点から、区が課題解決に取り組む意義はある。

ただ、「マンションの防災対策」という視点で見た場合、分譲マンションのみが対象となっているなど、本事業の対象は限定的であり、他の関連事業との連携が重要となる。「マンションにおける自主的な防災対策の推進」という本事業の目的が妥当であるとしても、例えば、賃貸マンション居住者やマンションに居住していない区民への支援はどのように考えるのかなど、現在の目的の中でも、対象の整理が十分行われているとはいえない。

このため、事業の目的を再検討する中で、助成の対象要件等を明確化する必要がある。

### (有効性)

災害への備えに万全はないため、安心を向上させる施策の一つとして、本事業は有効であると考えられる。

ただし、多様な集合住宅の形態がある中で、なぜ「(分譲)マンション」という形態のみを対象としたのか、より合理的な説明が必要である。

また、経年的な設置・助成の件数だけでは、潜在的な事業の対象者への充足度が把握できず、有効性の評価としては不十分である。

区は、平成22年度の実績が少ない(97頁 内部評価結果「成果」欄参照)のは、町会への加入が条件となっているなど、対象要件が厳しいことが要因の一つと分析しているが、こうした厳しい要件のもとでも、3月の震災以後の実績が増加していることから、AEDや備蓄物資に対する潜在的なニーズはあったと考えられる。

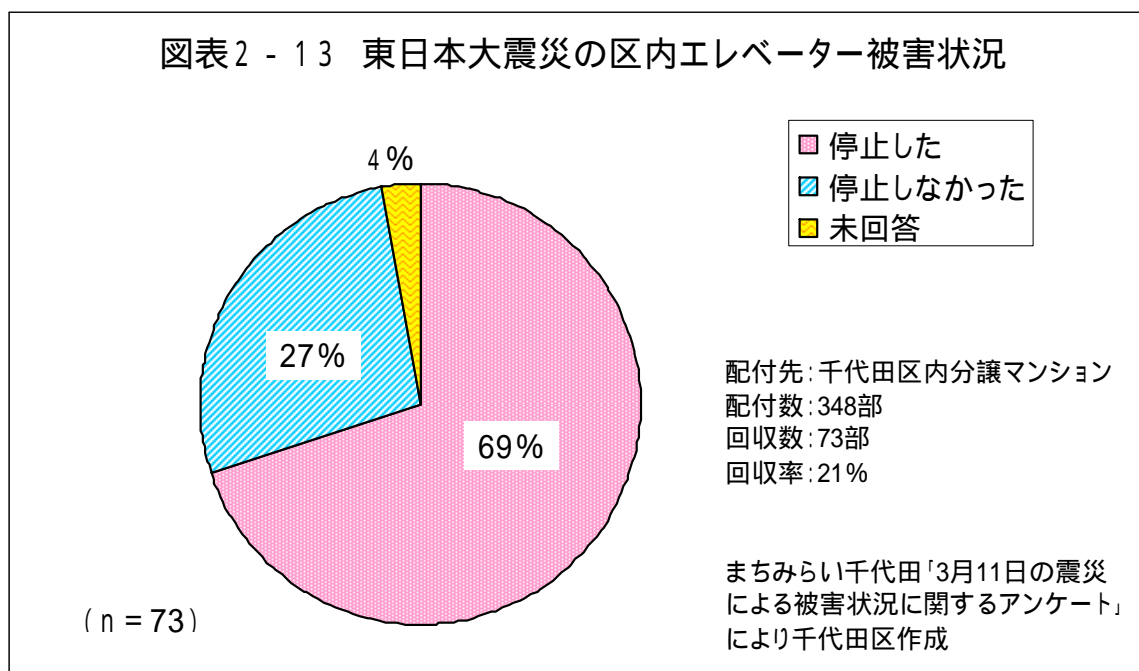
その意味で、これまでの区民ニーズの把握方法や事業周知手法の有効性が必ずしも高かったとはいえず、この点改善の余地がある。

あわせて、災害発生時には確実に役立つと考えられるエレベーター内非常備蓄キャビネットの配付が、自主的な防災対策を促すきっかけとして、どれくらいの効果を持つのか把握し、検証することも必要である。

また、配付条件が厳しく、普及のハードルが高いため、この事業が防災対策に十分な機能

が果たせていないことは課題である。

こうした課題はあるものの、以下の図表2 - 13に示す調査によると、3月の震災時には、調査対象の区内分譲マンションの約7割でエレベーターが停止しており、事業メニューのうち、エレベーター内非常備蓄キャビネットは、今後、千代田区発信のエレベーター文化として定着することが期待される。



また、AEDは災害時だけでなく日常で発症する心筋梗塞等にも対応するものなので、AED貸与については、「マンション防災対策」というよりも、救命救急の観点から、救命講習とあわせるなど、別な事業として展開した方が効果的と考えられる。

あわせて、AEDの利活用の事例を把握し、実際の救助の現場で、どれくらい有用なのかといった検証を行う必要がある。

### (効率性)

区民アンケート調査によると、認知度は19.8%と10事業中最低であり、評価も20.4%と、10事業中3番目に低い。

その意味で、広報活動の効率性が低く、助成要件が厳しい点などは、改善が必要と考えられる。

また、現行スキームでは、配付に一定の条件を課しており、その条件を満たすマンションには限りがあるとはいえ、AEDリース代には継続的な費用がかかると考えられる。

一方で、町会に入っていないなど、助成要件を満たさないマンションや、すでに自己負担で同様の対策を行っているマンションとの公平性の問題が残る。

こうした公平性の担保とあわせ、今後は、震災時にマンションから避難所に移動するまでの路上の安全を確保する方策を地域住民とともに検討するなど、地域との接点を通じたマンションの自主的な防災対策を促すような制度の構築をめざし、あらためて検証すべきであると考えます。

### **（内部評価の妥当性）**

本事業では、「エレベーター備蓄キャビネット配付台数」、「AED貸与台数」及び「備蓄物資助成」の3つを指標とし、それぞれに目標値を設定しているが、例えば、なぜキャビネット配付台数が30台なのか、AEDが10台なのかといった点について、合理的な根拠が不明である。このため、潜在的な対象数（町会加入のマンション数など）やニーズの把握に裏付けられた目標値の設定が必要である。

また、指標の検討に当たっては、本事業利用後に自主的な防災設備や物資の整備がどこまで進んだか把握するなど、マンションの自主的な防災対策の促進にどの程度寄与したか、という視点をより重視すべきである。

なお、事業の評価に当たっては、平成20年度に事業を開始してから、千代田区内のマンションにおける各設備・物資の整備率が、どのように変化しているか等、単年度だけでなく総合的な検証が必要である。

### **（今後の方向性）**

現行では分譲マンションのみが助成の対象となっているが、マンションの所有形態による区別をなくし、広くマンション住民の安全を確保するという観点から、賃貸についても、この施策を広げることが検討されるべきである。その際、事業主に一定の負担を求めることも考えられる。

また、防災対策における積極的な効果を考えると、住民・事業者等による一部自己負担が生じても、幅広く配付するというやり方も考えられる。例えば、現行ではマンション各棟に1台までは区が費用負担することになっているが、2台目以降についても、自己負担を原則としつつ、一部を区が負担するなどすれば、自主的な整備が一層促進されることが考えられる。

さらに、当該設備等の有用性を区民に周知するためにも、区有施設への整備を率先して行う必要があると考えられる。

## 5.3.9 生活環境改善推進

### <生活環境改善推進>の概要

#### 【事業内容】

区内各地域に「路上禁煙地区」「環境美化・浄化推進モデル地区」等の指定地区を設け、その地区ごとに区民や町会、商店会、地元企業、教育関係者等で構成する「環境美化・浄化推進団体」を設立し、合同パトロール等の環境美化活動を推進する。

また、より高い実効性の確保のために巡回パトロールを実施し、路上喫煙者や路上放置物等に対して指導・警告、罰則の適用を行っている。

【担当課】 環境安全部安全生活課

【目的】 区民等がより一層安全で快適に暮らせるまちづくりの整備を図る。

【根拠】 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例

【事業開始年度】 平成14年度

【対象】 「吸い殻のポイ捨て」「路上喫煙」「置き看板などの路上障害物」により、まちの環境を悪化させる行為

【実施方法】 地区の指定及び推進団体の設立

区内各域に「路上禁煙地区」、「環境美化・浄化推進モデル地区」及び「違法駐車等防止重点地区」の指定地区を設け重点的な取組みを実施  
指定地区面積は9,333,300㎡（平成22年4月現在）で、皇居を除く区面積の100%が路上禁煙地区となっている。

指定地区ごとに区民や町会、商店街、地元企業、教育機関、PTAなどで構成する「環境美化・浄化推進団体」を設立。区及び所轄警察署、道路管理者と合同で定期的にパトロールを実施  
標示設置やアナウンス・キャンペーンの実施

路上禁煙地区などの路面標示(約2,200か所)、立て看板(約1,450基)、宣伝アナウンスのほか、宣伝車及び区管理職員等による駅頭キャンペーンなどを展開

路上喫煙対策

土日を含め、毎日実施している巡回パトロールにおいて、「路上禁煙地区」での路上喫煙者から、罰則として過料を適用

また、路上喫煙対策の成果を見るため、あらかじめ決められた地点に落ちている吸い殻の本数を毎週計測している。

路上放置物等対策

区内を随時パトロールし、簡易除去可能な違法な広告ビラやたて看板などの撤去のほか、通行の妨げとなる置き看板・電飾看板などの設置者に対し、是正指導・注意・警告を行っている。

千代田区一斉清掃の日

千代田区一斉清掃の日（6月と11月）に、区と区民、事業者等が一体となって清掃活動を行う。

屋内喫煙所設置助成事業

民間ビルの空き店舗等を活用した喫煙所の設置に対して助成する。

<b>【予算】</b>	<b>【算】</b>	平成22年度当初予算 36,381千円
<b>【決算】</b>	<b>【算】</b>	平成22年度決算 23,952千円（予算執行率65.84%）
<b>【実績】</b>	<b>【績】</b>	

**指定地区（路上禁煙地区）の拡大状況**

	19年度	20年度	22年度(4月1日拡大)
拡大面積	約989千㎡	約1,086千㎡	約1,538千㎡
拡大後の面積	約6,709千㎡	約7,795千㎡	約9,333千㎡
指定地区の割合	約72%	約83.5%	100%

**合同パトロールの実施回数（平成22年度）**

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
133回	125回	124回	126回	108回

**合同パトロール参加者数**

地区 / 参加者(人)	推進団体	警察官等	区職員	道路管理者	地別区合計
番町・麹町地区	215	41	80	0	336
有楽町地区	153	42	49	0	244
飯田橋・富士見地区	145	61	54	0	260
水道橋地区	168	33	103	0	304
靖国通り地区	205	15	118	0	338
御茶ノ水地区	1,296	32	156	0	1,484
秋葉原地区	519	3	76	0	598
神田地区	643	53	117	8	821
東京駅地区	516	49	61	0	626
岩本町・東神田地区	233	4	61	0	298
参加者別合計	4,093	333	875	8	5,309

## <生活環境改善推進>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	59.7%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	-
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	50.8%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	72.7%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	2.7%
(5) 過料(額)の妥当性 「妥当」「安い」「不要」とそれぞれ回答した割合	妥当 50.0% 安い 30.3% 不要 4.8%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
6.5	1

## <生活環境改善推進>の内部評価結果

コスト（事業に要した経費）	コスト単位	路上喫煙指定地区 1 haあたり ( 933ha )									
	1 単 位 あ た り の コ ス ト 内 訳	事 業 費 等 A		人 件 費 ( 按 分 ) B		総 コ ス ト C = A + B					
	22 年 度	26,471円	[23.4%]	86,414円	[76.6%]	112,885円	[100.0%]				
	【22年度】 総コストに 対する 負担内訳	区 負 担		国 都 等 負 担		利 用 者 負 担					
		91.6%		0.0%		8.4%					
	1単位あたりの コスト内訳 参考	21 年 度		108,279円		[45.8%]	127,998円		[54.2%]	236,277円	

目 成 果 ( 事 業 と 実 績 )	指 標		単 位	目 標 値	実 績 値	充 足 率
	区面積に対する指定地区面積の割合 (皇居を除く)		%	100	100	100.0%
	合同パトロールの年間実施回数		回	120	106	88.3%
	合同パトロールの1回あたりの年間平均参加人数		人	42.0	45.2	107.7%

事務事業の 評価	<p>平成14年10月の条例施行当初、皇居を除く区の面積の約30%からスタートした「路上禁煙地区」も、度重なる地区の拡大を経て、平成22年4月1日に内幸町・永田町・霞が関地区を指定し、皇居を除く区内全域が「路上禁煙地区」となりました。</p> <p>路上禁煙地区内の合同パトロールは、雨天等による中止があったため、年間106回しか実施できませんでした。</p> <p>事業費が減った理由としては、生活環境改善指導員の報酬、共済費を総務職員課で一括計上したことによるものです。また、路上禁煙地区が広がったため、1単位あたりの人件費は大きく減りました。</p> <p>施行から8年が経過し、区内の道路上の喫煙環境は大幅に改善されています。この地区の拡大に伴い、生活環境指導員を増員し、苦情発生箇所の取締りをより重点的に行うことで、効率的な巡回を行っています。喫煙環境の改善は、定点観測でのタバコの吸い殻の数が平成14年9月の995本から、平成22年9月には6本になったことからわかります。</p> <p>また、路上放置物等対策として、年間で約50,000件の看板等撤去を行ったことで、歩行者にとって安全で歩きやすいまちを実現しています。</p>
方 今 向 後 性 の	<p>幹線道路等の大通りは大幅な改善が図られましたが、大通りを外れた路地、店頭に灰皿のある場所及び一部の公園内での喫煙や吸い殻のポイ捨てが目立ってきており、今後の課題となっています。</p> <p>地域住民の理解を得ながら、区立公園等への喫煙スペースの創出に努め、喫煙者と非喫煙者の共生を実現していきます。</p>

## <生活環境改善推進>の区民参加会議における区民意見

公園の中は基本的に対象ではないということだが、やはり公園にどうしても喫煙者が集まるという話があって、それを受けて今後の方向性のところで区立公園等への喫煙スペースの創出に努め、喫煙者と非喫煙者の共生を実現していくとあるが、子どもがいる区民からすると、公園でたばこが堂々と吸えるというのは、あまり子どもを遊ばせるにはよくない環境であり、公園も道路と同じように、基本的には全面禁煙にして欲しい。公園の名前はわからないが、麴町大通り、新宿通り沿いの交差点の信号のところある三角形の公園は、昼間は、完全に喫煙所になってしまって、一応遊具みたいなものもあるが、多分、親がそこに子どもを連れていくことはない。そういう状況を踏まえて、そこはうまくバランスを取って欲しい。

地域も広がってきて、周知されてきたと、こういう段階になってくると、今までと違うもっと効果的なパトロールのやり方を考える必要がある。例えば住民は、ここの場所がいつも吸う人が集まるとか、そういう場所がわかっている。そういう情報を集めて効果的に巡回するとか、(路上喫煙者の多い)特定の企業に協力を求めるといった違うアプローチの仕方を検討して欲しい。

マンションでも窓を開けたりしていると、どこからかたばこの煙が入ってくる。夜寝ている間も窓を開けておくと、寝ている間に受動喫煙を知らないうちにしてしまって、実は体を少し壊しているんじゃないかと思うこともある。マンション居住者は多く、影響も大きいので、こういう立体的な煙の流れというのも考えて、改善するという視点も持ってほしい。同じマンションなら管理の問題だが、隣のマンションだと、お互い中々干渉しにくい部分もあると思う。

公園のパトロールは難しいということだと思うが、公園に捨てる人もたくさんいて、灰皿が置いてあっても外に散らかっているのをよく目にする。パトロールもそういうのを抑止するような効果的な取組みで重点的にしてほしい。

東京に住んで、近いところなら電車や車に乗らずに自転車で動きたいと思っているが、行ったはいいけれども置く場所がない。30分やそこらならいいかと思ってしまう自分もいるので、喫煙に関しても、誰かが吸ってれば、ここなら良いと思って吸ってしまうというのがあるのではないかな。もう少し場所がわかると、遠いけれどもちょっとそこまで行こうかと思う人もいるだろうし、自転車もここだとわかっていれば、そこに置いて、そこから歩こうと思えると思うが、そういう場所が全然わからない。住民はまだしも来街者にしてみれば、そこがわからないので、そういうことをしてしまうという人もいるのではないかな。



## <生活環境改善推進>の外部評価結果

### (公共的な課題設定の妥当性)

ゴミの散乱防止などの生活環境に関する課題については、本来地域の取組みによる解決が望ましいが、昼間人口が多く(81頁 図表2 - 8 参照) コミュニティ形成が十分ではない(37頁 図表2 - 1 参照)という都心区の特性を踏まえると、本事業が対象とする路上喫煙やポイ捨ての防止は公共的な課題といえる。

なお、本事業は千代田区発信の事業として全国的な広がりを見せており(図表2 - 14参照) 区民アンケート調査でも半数以上の50.8%の区民が本事業を評価していることから、区民からの評価も比較的高いといえる。

図表2 - 14 喫煙に関するほかの自治体の状況(23区)

1 千代田区の生活環境条例制定後に条例を制定若しくは改正した自治体

自治体	条例	施行日	過料	ポイ捨て	歩行喫煙	路上喫煙	備考
1 品川区	品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に起案する条例	平成15年10月1日施行	1万円以下(1,000円)		指定地区で過料		
2 杉並区	杉並区生活安全及び環境美化に関する条例	平成15年10月1日施行	2万円以下(2,000円)		指定地区で過料		過料関係の規定は平成21年10月1日施行
3 世田谷区	世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例	平成16年4月1日施行(改正)	規定なし				路上喫煙禁止地区での喫煙を禁止
4 中央区	中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例	平成16年6月1日施行	規定なし				歩きタバコとポイ捨て禁止
5 大田区	清潔で美しい大田区をつくる条例	平成16年6月1日施行(改正)	1万円以下(1,000円)		指定地区で過料		当面は指導
6 板橋区	エコポリス板橋クリーン条例	平成16年7月1日施行(改正)	1万円以下		指定地区で過料		過料関係の規定は未施行
7 中野区	中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例	平成17年4月1日施行(改正)	1万円以下		指定地区で過料		過料関係の規定は未施行
8 葛飾区	葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例	平成17年8月1日施行	2万円以下	指定地区で過料	規定なし		地区未指定
9 新宿区	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例	平成17年8月1日施行(改正)	規定なし				路上喫煙禁止
10 墨田区	墨田区路上喫煙等禁止条例	平成18年4月1日施行	2万円以下		指定地区で過料		過料関係の規定は未施行
11 足立区	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例	平成18年10月1日施行(改正)	2万円以下(1,000円)		指定地区で過料		
12 目黒区	目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例	平成19年11月30日施行	規定なし				路上喫煙禁止地区での喫煙を禁止
13 北区	東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例	平成20年12月1日施行	2千円以下		指定地区で過料		地区未指定
14 文京区	文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例	平成21年4月1日施行	規定なし				路上喫煙禁止地区での喫煙を禁止
15 荒川区	荒川区まちの環境美化条例	平成21年6月1日施行(改正)	規定なし				路上喫煙禁止地区での喫煙を禁止
16 江東区	江東区歩行喫煙等の防止に関する条例	平成21年7月1日施行	規定なし				路上喫煙禁止地区での喫煙を禁止
17 練馬区	練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例	平成22年4月1日施行	2万円以下		指定地区で過料		過料関係の規定は未施行
18 豊島区	豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例	平成23年5月30日施行(改正)	規定なし				路上喫煙禁止

2 その他

19 港区	港区を清潔できれいにする条例	平成10年4月1日施行	規定なし				別に「みなとタバコルール」を制定
20 渋谷区	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例	平成10年4月1日施行	規定なし				別に「渋谷区分煙ルール」を制定
21 台東区	東京都台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例	平成10年4月1日施行	規定なし				
22 江戸川区	喫煙はマナーによるもの条例制定なし、キャンペーン等を実施						

### (有効性)

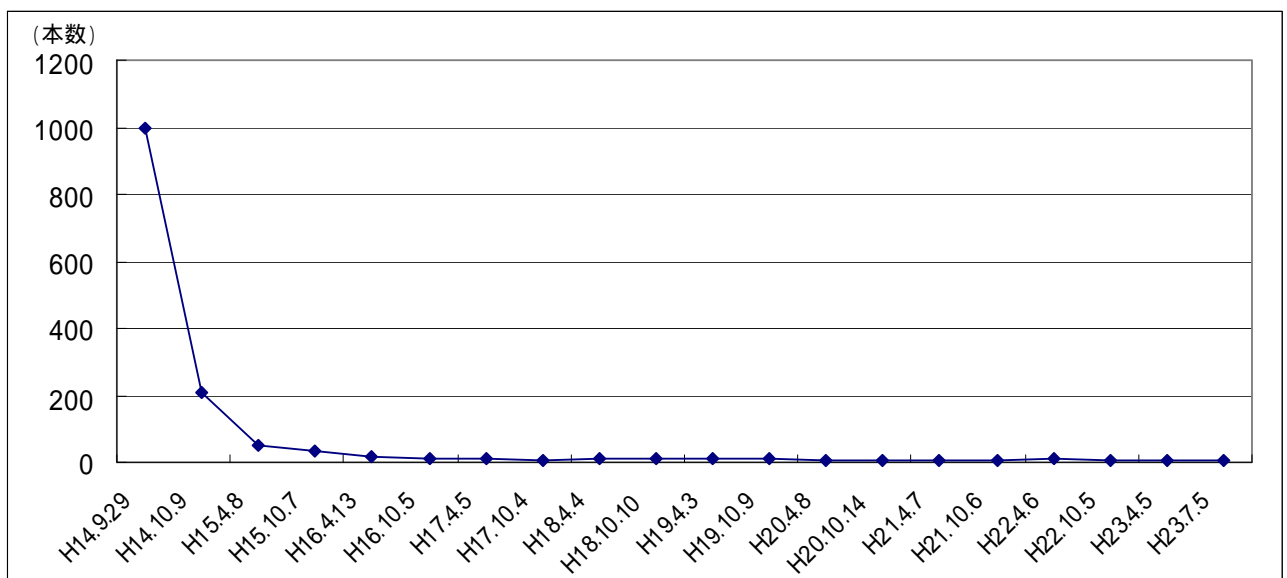
路上喫煙対策についても、事業認知度が59.7%と比較的高く、巡回パトロールの実施により一定の抑止力が働いていること、定点観測によるたばこの吸い殻の数値が減少していることなどからも一定の効果があがえる(図表2 - 15参照)。

図表2 - 15 秋葉原のポイ捨て吸殻定点観測状況

調査場所・時間  
 定点4箇所 毎週火曜日

秋葉原中央通り  
 午前9時30分

観測日	A地点	B地点	C地点	D地点	合計本数	備 考
H14.9.29	327	215	212	241	995	条例施行直前
H14.10.9	40	35	75	58	208	
H15.4.8	21	12	10	7	50	
H15.10.7	6	8	9	10	33	
H16.4.13	13	3	1	0	17	
H16.10.5	3	5	2	2	12	
H17.4.5	0	2	4	4	10	
H17.10.4	4	3	0	0	7	
H18.4.4	5	1	3	1	10	
H18.10.10	0	2	8	0	10	
H19.4.3	4	2	5	0	11	
H19.10.9	2	3	3	6	14	
H20.4.8	2	2	1	0	5	
H20.10.14	0	6	0	0	6	
H21.4.7	3	2	0	3	8	
H21.10.6	4	0	1	3	8	
H22.4.6	3	2	0	9	14	
H22.10.5	1	1	1	0	3	
H23.4.5	2	1	0	4	7	
H23.7.5	2	0	0	1	3	





ただし、この事業は対象が広く（路上喫煙、空き缶・吸い殻のポイ捨て、置き看板類の放置、落書き、放置自転車など）主たる狙いや、期待される副次的効果が何であるかなど、目的や効果に関する議論が必ずしも十分に整理されているとはいえない（主たる目的は、吸い殻等の散乱防止か、喫煙者又は禁煙者の健康確保か、児童の安全確保か、区民のマナー向上か、など）ため、例えば、路上喫煙が減少した一方で、公園内での喫煙が増加している可能性があるなど、一部の指標のみで有効性等を評価すると、視点によっては偏った評価になることについて留意する必要がある。

ところで、推進団体及び地区協定による合同パトロールの手法は、「地域コミュニティによる自治の回復」も目的の一つとしていると考えられるが、成果としては実施回数が見られているのみなので、有効性を評価することが難しい。

その意味で、民間企業にパトロールを業務委託した場合と比較して、区民にとってどのようなメリットがあるのか、という視点を明確に示す必要がある。

### （効率性）

非常勤職員の人件費が主要な負担となっており、路上禁煙指定地区1ヶ所あたり約11万円（うち人件費約8万6千円）のコストがかかっている（105頁 内部評価結果「コスト」欄参照）。

本事業においては、警察官OBである指導員が巡回パトロールを行うが、8年間に及ぶこうした取組みにより路上喫煙やポイ捨てに対して一定の抑止力が働いていると思われる。

こうした抑止力効果を活かしつつ、できる限りメリハリを利かせて実施するなど、パトロールにかかるコストを削減するための検討が必要である。

例えば、一か月間パトロールを行わなかった場合に、どの程度吸い殻のポイ捨てが増加するかなど、生活環境の改善にどのような影響があるのかについて調査を行い、その結果をもとに、巡回パトロール箇所の重点化を図るなど効率性を高める等の工夫が考えられる。

いずれにせよ、8年間の取組みにより一定の改善がみられる中で、今後も同様のコストをかけ続ける必要があるか否かの検討が必要な段階であると考えられる。

ところで、路上喫煙については、喫煙者の中には区民もいることから、禁止ありきではなく、分煙化による対応を基本とすべきである。

よって、過料収入（巻末資料222頁『施策の成果「事業実績」』参照）は、喫煙所の設置など分煙化を推進するための事業等に用途を限定するなど、受益と負担の一致による適正化を図ることが望ましい。

### （内部評価の妥当性）

現在指標として設定している「指定地区面積の割合」や「合同パトロールの年間実施回数」（105頁 内部評価結果「成果」欄参照）はアウトプットであり、成果の指標としては必ずしも適切ではない。

本事業の効果を測定する指標としては、路上放置物の撤去件数、苦情件数、たばこのポイ捨て吸い殻等の推移のような改善効果を示すものが適切と考える。

区ではポイ捨て吸い殻について定点観測を行っているが、4か所のみであり、対象エリアが限定的である。全区的な改善の効果を検証するため、区内複数の定点観測地点を設け、成果目標を設定することが望ましい。

また、推進団体による自主的な活動など、「地域コミュニティの活性化」も目的の一つとするのであれば、地域の自治への効果を測る指標も必要と考えられる。

その意味で、現在の指標は、パトロールの実施回数等としているが、パトロールに参加した（延べ）人数を成果指標として設定することがより適切である。

### （今後の方向性）

区内全域が路上禁煙地区になり、道路上の喫煙環境が改善されるなど、条例の目的達成に向けて着実に取組みが進められてきたことは、評価されるべきである。

だが、こうした取組みによって新たに生じた課題（例えば、公園内での喫煙など）への対策が、公園における喫煙スペースの創出という、子どもにとっての「安全で快適な生活環境の整備」と矛盾するかのようなかたちで講じられている点については、一考の余地がある。

この点については、受動喫煙の防止をうたう健康増進法制定の趣旨を踏まえ、本事業や条例の目的及び対象をあらためて精査し、必要であれば、条例の見直し等も視野に入れて検討する必要がある。

また、安全で快適な生活環境を整備することについて区が旗振り役を担うことには大いに意義があるが、実際の取組みについては、区民・事業者の役割が重要となる。

そこで、区民や事業者による自主的な取組みや参画の状況等を指標化することにより、本事業が地域の自治に及ぼす影響を的確に把握し、事業に反映させていく必要がある。

## 5.3.10 ヒートアイランド対策の推進 ＜ヒートアイランド対策の推進＞の概要

### 【事業内容】

深刻な状況にある都市部のヒートアイランド現象に、区として積極的な対策を講ずるべく、個々の対策のほか、各事業部との連携を強化し、既存の事業や新規事業を体系化し、国・都・企業などと連携した各種取組みを行う。

千代田区ヒートアイランド対策計画（平成18年5月策定）の推進

千代田区ヒートアイランド対策戦略プログラムによる推進（平成20年3月策定）

打ち水大作戦

緑化指導

屋上及び壁面緑化の推進

緑のカーテン事業

ヒートアイランド対策調査

【担当課】 環境安全部環境・温暖化対策課

【目的】 都心部では、建築物やアスファルト舗装等による地表面の人工化や緑地・水面の減少、人口排熱の増加等により、平均気温の上昇や熱帯夜の増加などヒートアイランド現象が深刻になっているため、国や都、企業等と連携してヒートアイランド現象の緩和を推進する。

【根拠】 ヒートアイランド対策計画  
都市緑地法、都市緑化法、都市緑地保全法  
千代田区緑の基本計画  
千代田区緑化推進要綱  
千代田区ヒートアイランド対策助成金交付要綱

【事業開始年度】 平成18年度（千代田区ヒートアイランド対策計画の策定）

【補助対象等】 区民及び区内事業者

### 【実施方法】

千代田区ヒートアイランド対策計画（平成18年5月策定）の推進

被膜対策（舗装・建物）、人工排熱等対策、都市形態の改善、調査研究・普及啓発を主な対策として掲げ、事業を実施する。計画の進行管理や見直しにあたっては、「千代田区ヒートアイランド対策計画庁内推進会議」を設置し、2か年のアクションプログラムを作成するなど、より具体的な取組みを行っている。

千代田区ヒートアイランド対策戦略プログラムによる推進

千代田区ヒートアイランド対策戦略プログラム策定委員会（平成19年7月設置）による国・都・区及び事業者の保有情報の共有化と本プログラムをもとに、区内のヒ

ートアイランドの現状を把握・分析し、各主体の様々な取組みの有機的な連携を図り、効果的な施策展開に向けた調査・研究を継続的に行う。

#### 打ち水大作戦

普及啓発事業の一つとして、毎年、打ち水を実施している。

#### 緑化指導

千代田区緑化推進要綱（平成10年10月策定）に基づき、すべての公共施設と敷地面積250㎡以上の民間施設の建築時に、緑化計画書の提出を義務付け、緑化指導を行っている。

#### 屋上及び壁面緑化の推進

区有施設のほか、民間施設の屋上や壁面なども積極的に緑化を推進することにより、ヒートアイランド現象の緩和を図っている。

『高反射率塗装<sup>1</sup>』及び『空調室外機対策<sup>2</sup>』などを行う区民や事業者に対して費用の一部を助成する。

1『高反射率塗装等』：屋上面に蓄熱を抑制する塗料を塗布することや保水性パネルを敷設すること、窓ガラスに日射調整フィルムやコーティング材による対策を行うこと。

2『空調室外機対策』：室外機に水を噴霧すること等で、排熱を下げるとともに空調の効率を高める装置を設置すること。

#### 《助成の種類》

##### ・緑化（水場を含む）

上限150万円

（助成対象経費の50%又は緑化面積×1万円/㎡又はプランター（100個以上）による緑化の場合（設置基数×1万円/基）のいずれか低い額

##### ・壁面緑化

上限50万円

助成対象経費の50%又は緑化面積×2.5千円/㎡のいずれか低い額

##### ・高反射率塗装等

上限30万円

助成対象経費の50%又は塗布面積×4.5千円/㎡のいずれか低い額

##### ・空調室外機対策

上限50万円

助成対象経費の50%又は装置設置数(基)×9万円/基のいずれか低い額

#### 緑のカーテン事業

区内在住者を対象にモニターを募集し、壁面や窓面にネットなどを活用し、つる性の植物を這わせ日差しをさえぎることで夏の暑さを和らげ、空調などの省エネ化を図る。

ヒートアイランド対策調査

区内全域における緑被の割合や熱分布の実態を把握するための調査を行った。その結果を緑化推進とヒートアイランド対策のデータとして施策に反映させる。

**【予算】** 平成22年度当初予算 20,896千円  
**【決算】** 平成22年度決算 14,682千円（予算執行率70.26%）  
**【実績】**

緑化指導【緑化計画書受理件数の推移】（平成11年度から）

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
件数	32	36	41	38	32	25	41	59	51	49	40	40

助成事業（件数）

年度	18	19	20	21	22
屋上緑化（プランター）	1	1	4	1	3
屋上緑化（固定基盤）	0	0	2	1	0
壁面緑化	0	0	0	0	0
高反射率塗装			4	7	4
日射調整フィルム					31
保水性パネル					0
日射調整コーティング材					0
空調室外機対策				0	1

緑のカーテン事業

モニター参加者数 53人（平成22年度）

## <ヒートアイランド対策の推進>の区民アンケート調査結果

(1) 認知度について 「知っている」と回答した割合	42.6%
(2) 利用経験について 「利用したことがある」と回答した割合	3.6%
(3) 評価について 「評価できる」と回答した割合	31.3%
(4) 実施主体について 「区が実施すべき」と回答した割合	47.1%
実施主体について 「そもそも実施すべきではない」と回答した割合	3.2%
(5) 区のヒートアイランド対策の有効性 「有効」「ある程度有効」と回答した割合	63.0%

### 事業評価についての追加説明

区民アンケート調査では、事業に対する評価を回答する項目がある。上記(3)の「評価について」の欄にある割合は、全回答者の中で「評価できる」と回答した人の割合を示している。分母には当該事業を「知らない」人や無回答の人の数も含まれているため、低い値に見える場合がある。そこで以下では、「評価できない」人1人に対し、「評価できる」人が何人いるかを示してみた。左欄の数が多いほど、事業を知っている方の中での評価は高いと考えられる。

評価できる	評価できない
3.9	1



## <ヒートアイランド対策の推進>の内部評価結果

コスト (事業に要した経費)	コスト単位	区民1人あたり ( 48,260人 )					
	1単位のあたりのコスト内訳	事業費等 A		人件費(按分) B		総コスト C = A + B	
	22年度	304円	[41.3%]	432円	[58.7%]	736円	[100.0%]
	【22年度】 総対負 担内訳	区負担		国都等負担		利用者負担	
		100.0%		0.0%		0.0%	
	参考 1単位あたりの コスト内訳	事業費等		人件費(按分)		総コスト	
21年度	205円	[33.6%]	406円	[66.4%]	611円	[100.0%]	

目成果 (事業と 実績)	指 標	単位	目標値	実績値	充足率
	緑のカーテンモニター	件	50	53	106.0%
	ヒートアイランド対策助成申請件数	件	20	39	195.0%

事務事業 の評価	<p>ヒートアイランド対策計画の助成件数は目標値の2倍近い実績を上げ、緑のカーテンモニターも目標値を上回りました。</p> <p>区民1人あたりのコストは平成21年度より上がっていますが、これは事業を拡大して事業決算額全体が大きくなったためです(前年度決算額9,720,590円)。</p> <p>ヒートアイランド助成対象に室内の温度上昇を抑える日射調整フィルムを新たに加えたことで、31件の既設建物の排熱抑制を進められました。また、区内の緑の実態及び熱分布に関して調査を行い、現状の把握と保水性舗装や高反射率塗装等の効果を検証しました。</p> <p>打ち水のオープニングイベントでは、上智大学の学生や地域団体等の協力を得て約300名が参加しました。打ち水は大丸有地区の企業や大学など、団体での実施が広がっています。また、打ち水に使用する水は、水道水を使用することなく地下水や雨水等を使用しています。区役所の打ち水では、気温を平均0.6度下げ効果が測定できました。</p> <p>壁面緑化については、万世橋出張所と和泉橋出張所で、平成20年度から2か年のモデルケースとして実施した結果、夏季(7月~8月)の冷房エネルギー使用量が実施前に比べ、11.3%~7%減少しました。各家庭でゴーヤの苗を育てる「緑のカーテン」事業のモニター参加者のアンケート結果では、壁や窓への直射日光を遮断することにより、室温の上昇を抑制しエアコンによる消費電力を減少させるなどの効果があったという回答が多く寄せられました。</p>
方今 向後 性の	<p>緑のカーテンモニターについては、一年草のゴーヤは連作ができないなどの課題があるため、継続可能な方法を検討するとともに、より多くの方の参加を検討します。</p> <p>打ち水については、今後も町会や商店街など多くの方に参加いただけるように、桶などの打ち水用品を貸出ししていきます。</p>

## ＜ヒートアイランド対策の推進＞の区民参加会議における区民意見

予算執行率が低いことに理由はあるのか。無駄に使うことはないと思うが、議会の方で必要があるから予算を割り当てられているはずなのに、この5年間低い予算執行率でずっと続けてきたというのは、何か問題があるのではないか。

そもそも区が、ヒートアイランド現象の影響として、区民の生活に対して何が問題だと思って予算を当て、どうしようとしているのかが明確ではない。例えば、熱中症に関する問題があるのであれば、それはどこのエリアで、今の温度を3度下げれば、その熱中症の確率が(どれくらい)下がるか、あるいは、他の対策でも足りるのか。そういった全体の視点で考えて欲しい。熱中症については、特に子どもや若い女性を中心に発病率は今までより上がっているし、死亡の確率は非常に高くなっているのは間違いない。そう考えると、もうヒートアイランドではなく、予算の優先順位が圧倒的に間違っていて、10年前、20年前の考えをそのままもってきていると思うので、もう一回是非抜本的に見直しをして欲しい。また、熱中症の話と比べると重要性は落ちると思うが、例えば、お堀であったり区内を流れている川などを清掃して、観光地としてのブランド価値を上げたりするようなことができれば、水の循環を増やすことによってヒートアイランド対策にも、観光対策にもなり、一石二鳥だと思う。

今回、(緑と熱分布の)調査したと思うが、その結果をどう捉えたらよいのか。数字が増えた減ったというのはわかるが、千代田区全体としてどういう理解をすれば良いのかがわからない。

建築部門など、様々な部門と横断的な調整していることの意味合いは非常に大きい。千代田区の場合は、皇居や多くの法人、行政機関が多く、また、日本やアジアの中心であるので、ノブレス・オブリージュ(仏語):日本語で「位高ければ徳高きを要す」と訳されることがあり、財産、権力、社会的地位の保持には責任が伴うことを指します。)ではないが様々なことが求められていると思う。このため、予算をもっと取り、例えば、太陽光発電を地道に積み上げて、原発のことで脅かされなくて良いような体制をつくるとか、もっと前向きに予算を使って欲しい。この事業のような1,400万くらいの予算で、時間を使うということに不思議に思う。ヒートアイランドは現在、エネルギー政策の中のほんの一部にすぎないので、保水性を高めるといった小さな積み重ねで大事だと思うが、もっと優先順位が高いことが、この事業の中に含まれてくると思う。他の日本中の自治体も注目していると思うし、世界が注目することになると思うので、千代田区として、是非、原子力のエネルギーを使わずに千代田区が回る、最低でも真夏のエアコン需要を賄えるくらいのエネルギー

一量は、この2、3年で創出するくらいのつもりでやってもらえると、区民としては非常にありがたい。また、何となく執行率が低いという意見が出ているが、これだけ予算執行率が低いというのは、ある意味すばらしいことで、全然無理して使おうというところがないので、そこは千代田区はすごいと思った。予算消化を考えると、(緑と熱分布の)なども、中央官庁でありがち例としては、本当は毎年のようにこういう調査をやりたくなるものだと思うが、そこも定期的に行っておりすばらしいと思う。

最近実績が上がってきた助成事業として、高反射率塗装と日射調整フィルムというのがあるが、熱を外に反射して、その反射された熱はどこに行くのか。例えば住宅地の周りにビルが建ったら、住宅に熱が反射されることも考えられる。そうした住民への配慮も必要だと思う。(環境計画書制度について)都と千代田区の住み分けが5,000 m<sup>2</sup>超で分けているが、相互の影響をどう見ているかという点が非常に気になる。他の事例についても、関連組織や部署との調整は、お互いに協力をうまく中でやって欲しい。

## <ヒートアイランド対策の推進>の外部評価結果

### (公共的な課題設定の妥当性)

ヒートアイランド対策は、都市全体に波及する環境問題であり、公共の課題といえるが、事業効果の面で、どこまで空間的な広がりを有しているのか把握が困難である。

この点において、区の事業は、国・東京都との連携及び重複の考慮を前提としているため(図表2-16参照)、区の課題設定としては妥当と考える。

図表2-16 主要施策(民間建物対策)における国・東京都・千代田区の役割

建物規模	計画書制度			緑化指導			緑化等の助成			
	東京都	千代田区	国	東京都	千代田区	国	東京都	千代田区	国	
大	<b>環境計画書制度</b> 省エネ・ヒートアイランド対策等に関する評価・公表 <延床面積> 5,000㎡超		<b>省エネ法</b> 省エネルギー措置の届出 <延床面積> 300㎡以上	<b>緑化計画書制度</b> 自然保護条例による緑化の推進 <敷地面積> 1,000㎡以上	<b>緑化計画書制度</b> 緑化推進要綱による緑化の推進 <敷地面積> 250㎡以上			<b>ヒートアイランド対策助成制度</b> 屋上・壁面・敷地内の緑化や高反射率塗装、空調機室外対策に対して助成を行う 建物規模での制限はなし		
中										<b>環境計画書制度</b> 省エネ・ヒートアイランド対策等に関する評価・公表
小										<延床面積> 300㎡～5,000㎡

しかし、区が保有する施設等で自ら取り組む対策は、事業実施主体として率先して範を示す観点からも妥当であるといえる一方、区民や事業者が主体となって取り組む対策については、ヒートアイランド対策の財政的規模や空間的效果を考慮すると、区は啓発的な役割を担う位置づけにとどまることが妥当ではないか。

いずれにせよ、千代田区だけではなく、国や都、民間事業者、地域住民など、あらゆる関係者を巻き込んだ政策の推進が必要である。

### (有効性)

ヒートアイランド対策において、本事業(屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化、高反射率塗装・日射調整フィルム及び空調室外機対策)のように事業者の申請を待って助成するという方法は、事業目標値の設定がしづらい面があるが、助成を活用する区民・事業者の増加を、

「ヒートアイランド対策に対する区民等の関心の高まりを示すもの」と捉えれば、平成22年度から新メニュー（日射調整フィルムや緑のカーテンモニター）を導入したことにより、新たな層を開拓できた点は一定の評価をすべきと考える。

しかし、各助成制度の申請実績を見ると、屋上緑化（固定基盤）で、平成20年度の4件（230.0㎡）以外は毎年1件（7.0～59.2㎡）という実績のほか、高反射率塗装では平成20年度の4件（971.8㎡）から平成21年度は件数としては7件ではあるが面積では706.2㎡、平成22年度で4件（259.2㎡）にとどまっている。また、壁面緑化に関しては実績なしが続いており、日射調整フィルムを除き、全般的に低迷していると言わざるを得ない（113頁事業概要「実績」欄参照）。

この点については、助成対象・要件などについて何らかの構造的・手続き的な障害があると考えられる。助成制度の対象、ニーズ、要件、金額、周知などについて、あらためて検証する必要がある。

その際、区の地球温暖化対策、緑化推進、省エネ対策等の関連施策（巻末資料231頁資料4参照）の中で、対象や効果が重なるものとの関連を把握し、一体的に事業を推進すべきと考える。

また、街路樹の再生・整備や道路・公園への保水・透水性舗装の整備など、まちづくり事業などとの連携による、民間事業者も巻き込んだ事業展開が望ましい。

なお、「打ち水大作戦」の実施など環境イベントによる普及啓発事業については、そもそもヒートアイランド対策としての効果は限定的と考えられるが、現状ではその効果を判断する指標自体が存在しない。例えば、地域団体等による「打ち水実施件数」の増加等を把握するなどの工夫が必要である。

また、普及啓発効果の視点からも、個人や個別団体の行動促進策として、場所や回数に限られたこうしたイベントによる対応が適切であるかについても、あわせて検討する必要がある。

## （効率性）

緑のカーテンモニター件数やヒートアイランド対策助成申請件数など、現在の指標及びデータでは、本事業の効率性を判断できるものがない（115頁 内部評価「成果」欄参照）。冒頭で述べたとおり、ヒートアイランド対策による効果がどこまで空間的な広がりを有するのか把握が困難であるという本事業の性質上、効果の測定が難しいため、仕方がない面はあるものの、国や都と連携して事業効果を把握するなど、何らかの工夫により、効率性を評価することができる指標を検討する必要がある。

ところで、ハード面からのヒートアイランド対策を見ると、屋上緑化や壁面緑化の助成事業等は「有効性」のパートでも述べたとおり、申請件数が少なく、執行率が低い状況が続いているため、予算の適正配分の観点から、実績に見合う予算措置を行うことが望ましい。な

お、予算の効率的な配分の観点から、緑のカーテンモニターは、ヒートアイランド対策の啓発的なものとして捉えれば、安価に取り組める事業と位置づけることができる。

### **（内部評価の妥当性）**

本事業の現在の指標「助成申請件数」等はアウトプット（128頁参照）であり、ヒートアイランド現象の緩和の成果ではない。

一方で、ヒートアイランド現象の緩和の効果（最終効果）の確実な把握は困難であることから、こうしたアウトプットを中間効果とみなすことについては理解できる。

ただし、各指標の目標値については、例えば、その目標値を達成するとどのような効果が期待されるのかといった、具体的・合理的な設定根拠を明示する必要がある。

なお、「助成申請件数」の指標については、件数の実績値を示すよりも、屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンモニター等の助成によってカバーされた面積が、区内の緑被率をどれくらい補完（上乘せ）したかということ、数値として見えるように指標化するなどの工夫が必要と考えられる。

このことにより、区民一人ひとりが、ヒートアイランド対策に取り組んでいるという実感を得ることができると考えられる。

また、冒頭でも述べたとおり、ヒートアイランド対策は、一自治体だけで解決できる問題ではなく、国、都、区、業界団体、民間事業者、学校、商店街、地域住民など多様な主体が自ら取り組むことが重要である。地域に最も身近な基礎自治体として、区は普及啓発の役割に重点を置くべきである。こうした観点から、千代田区の平均気温の変化に関する指標についてはもちろん、普及啓発事業の指標の設定についても検討すべきである。

### **（今後の方向性）**

ヒートアイランド対策は壮大な事業であるはずが、本事業を見ると、あまりにも予算規模が小さく（平成23年度で1千432万円）、その割に関連事業数が多い（図表2 - 17参照）。

図表2 17 ヒートアイランド対策事業と予算（平成23年度）

事業	予算(千円)
千代田区ヒートアイランド対策計画の推進	3
千代田区ヒートアイランド対策戦略プログラムによる推進	216
打ち水大作戦	605
屋上及び壁面緑化の推進	13,500
助成事業	13,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定基盤</li> <li>・ プランター</li> <li>・ 壁面緑化</li> <li>・ 高反射率塗装</li> <li>・ 日射調整フィルム</li> <li>・ 保水性パネル</li> <li>・ 日射調整コーティング材</li> <li>・ 空調室外機対策</li> </ul>	
緑のカーテン事業	500
合計	14,324

ここであらためて、区としての目的や事業の優先順位を明確化して、事業を再構築する必要がある。

その上で、区民に対しては、普及啓発事業を中心に区として取り組んでいくことを示し、事業者に対しては、国・都と効果的に連携していくというように、事業者向けの事業と区民向けの事業を色分け・選別することが必要である。

その際、本事業の主要部分を占める各種助成制度については、利用率が低迷している状況を踏まえ、同じ規模の予算を措置するのであれば、費用対効果の高い助成対象に特化するなど、従来の助成制度の検証による何らかの改善が必要である。

なお、平成22年度は「緑の実態調査」や「熱分布調査」などの調査業務により事業費が増加している。こうした調査は実施して終わりではなく、事業とヒートアイランド現象の緩和との因果関係の検証のため、一定期間ごとに継続的に行い、施策や事業に着実に反映していくことが重要である。

